

# 平成30年2月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	平成30年3月7日(水)、9日(金)、12日(月)、 13日(火)、14日(水)
所属委員	〔副委員長〕 佐藤雅裕 〔委員〕 鳥居作弥 渡部優生 安部泰男 宮本しづえ 杉山純一 宗方保 小桧山善継



鈴木智委員長

(1) 知事提出議案：可 決…10件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

## ( 3月 7日 (水) 生活環境部)

宮本しづえ委員

再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業の減額について、せっかく防災拠点をつくろうとしていたのに市町村の計画が思いどおりに進まなかったと聞いているが、その要因はどこにあったのか。

環境共生課長

今年度減額となった主な理由としては、入札請差もあるが、葛尾村の復興交流館について平成29年度内に設計と工事まで行う予定だったものの、建築工事の本体の入札不調等により、太陽光発電パネル等、再エネ関係の事業は30年度に実施するよう繰り延べられた。

もう一つ大きいものが、浪江町にあるいこいの村なみえで、葛尾村と同様に29年度に設計と工事を実施する予定だったが、パネルの規模の検討などが終了しなかったため設計のみにとどめ、工事は30年度に実施することとなり、減額となった。

宮本しづえ委員

どちらも避難指示区域で防災拠点をつくる事業なので、しっかり計画をつくった上で進めるとのことであればやむを得ないと思う。了解した。

もう一つ、市町村除染対策支援事業で1,125億円の減額になっており、現場保管から仮置き場への排出について約400億円が平成30年度までの債務負担行為となっている。現場保管されているものを早く仮置き場に持っていくことは住民の一番の要求であるのに、なかなか進まない要因はどこにあるのか。私が住んでいるのは福島市渡利で、比較的早く除染が始

まったが、まだ仮置き場への搬出が全部終わっていない。どうも時間がかかり過ぎる感じがする。今年度、事業が計画どおり進まなかったことについて、どこでも同じような状況があると思うが、一番の原因はどこにあると認識しているか。

除染対策課長

端末輸送についてはいろいろなパターンがあり、委員指摘の現場保管から仮置き場に持っていくものもあれば、仮置き場にあるものを中間貯蔵施設に搬出するための積み込み場と呼ばれる集積場所に持っていくものもある。各市町村で事情は異なっている。

各市町村の事情については、積み込み場を確保して集積する流れの場合、その確保について地域住民の理解を得る調整に時間を要するといった事情もあれば、大規模な仮置き場から中間貯蔵施設に運んで、あいたところに現場保管のものを持っていく流れもあり、一概に述べることは難しいが、各市町村とも目標を持って計画的に進めている。

宮本しづえ委員

7年たって仮置き場そのものが確保できない自治体はまだ残っているために、現場から輸送できなかったのではないかな。そういった自治体がないのかをまず聞く。

また、今の答弁のように仮置き場から中間貯蔵施設に運び込むために新たに積み込み場を設置するところと、仮置き場イコール積み込み場にして仮置き場からそのまま中間貯蔵施設に持っていくところがある。積み込み場を新たに設置する計画は県内でどれぐらいあり、設置はどの程度進んでいるのか。

除染対策課長

まず現時点で新たに確保しなければならない仮置き場があるかについては、県において定期的に市町村訪問や市町村からのデータ収集を行っている。つい最近、ようやく大規模な仮置き場が造成されたとの報告はあったが、新たに確保しなければならないとの報告は上がってきていない。

また、積み込み場の確保について、積み込み場にもいろいろなパターンがあり、複雑な話で恐縮だが、先ほど述べたように、小規模な仮置き場から一旦集約するための広場である積み込み場を新たに確保するケースもあれば、割と大規模な仮置き場を積み込み場として設定するものもあり、後者の場合には新たに場所を確保する必要はない。ただ、そこがいっぱいであれば中間貯蔵施設に運んであいたところに入れるといった細かな調整が必要になってくる。

今後、新たな積み込み場をどれだけ設置する必要があるかについては、各市町村の事情があり、平成27年度から中間貯蔵施設へのパイロット輸送が始まっているが、これから段階的に端末輸送もふえていくため、その中で各市町村とも積み込み場の設置が必要な箇所数を含めて具体的に検討していく流れになる。申しわけないが現時点では数がわからない。

宮本しづえ委員

積み込み場の確保が必要な箇所数はわからないとのことだが、積み込み場から中間貯蔵施設への輸送は国の事業である。国から、この自治体の仮置き場の現状から見るとどうしても積み込み場を確保してもらわないと輸送できないとの話があるかをまず確認したい。

市町村にしてみれば、実際には仮置き場まで運んでいるため、そこから中間貯蔵施設に運ぶことはそんなに大変なことではなく、積み込み場はわざわざ新たに確保しなくてもよい。仮置き場がようやくできた状況で、新たに積み込み場を確保しようと思ったらそれはそれで大変な苦勞が要するため、今ある仮置き場から持っていってもらえば済むのではないかな。その辺の協議はどのようにするのか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設への直行輸送の要件に係る情報についてである。直行輸送を行うに当たって、基本的に中間貯蔵施設へ持って行くまでは、効率性を考慮して10tダンプトラックで運んでいる。仮置き場など運び出すところの構造上、実際にトラックが入って積み込み等を行うことができるかの問題がある。

また、今年度は全体として数量50万㎡となっているが、来年度の事業計画で180万㎡、当面5年間の見通しでピークは600万㎡との数字が出ている中で、それぞれの積み込み場において、年間の量として実際に積み込み作業ができるかの問題がある。現状、仮置き場の容量はそれぞれ事情があるため、ある程度目安を持ち、具体的な搬出先、集約が必要かについては各市町村と協議、調整している。

## ( 3月 7日 (水) 企画調整部)

宮本しづえ委員

企画2ページ、ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業で1億8,000万円のマイナス補正になっている。たしかこれは帰還する際の県外からであれば10万円、県内で5万円の補助事業だと思う。これらの見込みと実績がどうなっていたか、全体像を聞く。

また、次にあるふるさとふくしま交流・相談支援事業が1億9,000万円の増額になっている。増額の主な要因について聞く。

避難者支援課長

ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業について、今回2月補正で計上しているのは、避難指示解除区域への住民帰還を促進するために、市町村が実施する移転費用の補助事業に対して県が定める範囲内で実施するものである。委員指摘の引越し補助については12月補正で既に1億6,000万円減額しており、今回は今年度新規事業である。この事業のうち当課の事業に関しては平成27年9月5日以降に避難指示が解除された8市町村が対象になっており、当初市町村の見込みを勘案して約1億4,500万円を計上していたが、今回市町村の見込みに基づいて約8,440万円が不用となるため、減額補正を計上している。

ふるさとふくしま交流・相談支援事業の増額理由について、この事業は県内外で避難者支援を実施する団体への補助金や、我々が全国に設置している生活再建支援拠点への委託経費であり、そういった経費は若干減額している。ただ、昨年度、被災者支援総合交付金の事業費が確定し、それに伴う国庫返納分として今回約2億円を積んでおり、減額と合わせて約1億9,000万円の増額になっている。

宮本しづえ委員

県の直接の事業ではなく市町村が行う事業とのことだが、各市町村が基準を設けて支援するのか。市町村ごとに支援する中身が異なってくると理解してよいか。

避難者支援課長

今6町村で実施しており、県では県外からは10万円、県内だと5万円、単身だとその半分といった基準があって、そういったものは市町村に一律補助するが、市町村によっては例えば20万円、15万円等と価格は異なっている。

宮本しづえ委員

市町村の実施内容について、資料として提出してほしいが、委員長どうか。

鈴木智委員長

まず、資料提出は可能か。

避難者支援課長

要項等を入手して届けたい。

鈴木智委員長

お諮りする。資料の提出を求めることで異議ないか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、提出を求める。いつまでに提出可能か。

避難者支援課長

できるだけ早く入手して提出したい。

鈴木智委員

今定例会中を目途に資料提出を願う。

生活拠点課長

ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業のうち、民間賃貸住宅家賃補助事業がある。これは自主避難者に対する家賃補助であるが、これについて今回9,639万6,000円の減額補正をしている。

当初想定した件数も約2,000件でおおむね想定どおりだったが、1世帯当たりの金額が上限3万円を下回っていたり、年度途中から支給するものがあり、当初の所要額を下回るため減額するものである。

宗方保委員

企画7ページ、地域総合整備資金貸付事業費について所要見込みによる補正で10億円が減額とのことだが、これは大変立派な趣旨を持って企画したのに全て減額であり、つくった趣旨と実態にどういった問題があったのか。

地域政策課長

ふるさと融資の地域総合整備資金貸付事業債10億円の減額についてである。ふるさと融資は地域振興に資する民間投資を支援するために、都道府県や市町村が無利子の貸付資金を融資する制度である。これは、市町村を通じて事業者への働きかけや聞き取りをして毎年10億円を計上しているが、今回は手を挙げるところがなかった。最近の融資状況は、平成26、27年度に飯館村で民間事業者が太陽光発電を行っている。

この制度は無利子融資で、民間事業者が事業を起こしやすくしているが、一方で民間の金融機関との協調融資であり、金融機関が債務保証をとる保証料を払わなければならない、最近の低金利の状況でこの保証料が高いため、逆にふるさと融資ではなく全額民間融資を利用するケースがふえている。そのため今回手を挙げるところがなかったが、地域振興のために非常に必要であり、無利子というメリットは大きいため、引き続きいろいろな形で働きかけ、事業の趣旨が活かされるように努めていきたい。

#### 宗方保委員

大変立派な趣旨だと思う。市町村の理解度と企業の認知度の問題と考えられるため、来年度も行うならば、頑張って趣旨を徹底してほしい。

#### 宮本しづえ委員

災害援護資金貸付金償還（企画18ページ）が減額補正になっている。これは償還が始まっているもののなかなか進まないと理解したが、減額の主な要因を聞く。

#### 生活拠点課長

これについては、昨年2月と8月に市町村から償還された金額の3分の2を国へ返還するために、所要額1億7,667万4,000円により、当初予算に計上していた2億1,466万5,000円から3,799万1,000円減額するものである。

償還があったのは29市町村のうち19市町村からだが、実際正規の返還が始まったのは昨年9月からとなっており、今回返還するのはその前の繰り上げ償還分である。当初の見込みよりは減っているが、本格的な償還はこれからとなる。ただ、現在いろいろなところで償還が難しいとのことであるため、我々としても市町村担当者会議を開いて、市町村に債務者と償還計画を立ててもらい債権管理に努めるよう依頼している。

#### 宮本しづえ委員

猶予期間が終わって償還が始まったと理解していたが、そうではなく繰り上げ分とのことである。ただ、6年の猶予期間で災害から生活再建が進んで償還が始まる状況になれば円滑な償還ができると思うが、そこまで再建が進んでいるかどうかの判断が出てくると思う。そのような意味では、猶予期間の延長も含めて何らかの対策が必要になっているのではないか。この辺の状況把握について市町村からどのような報告を受けているか。

#### 生活拠点課長

先月、原子力災害からの福島復興再生協議会があり、その場で立谷市長会代表から災害援護資金貸付金の返還が困難な方が出てくるのではないかとのお話があったため、被災3県の岩手県、宮城県とよく打ち合わせながら、今後どのように対処していくか、免除要件の緩和などを検討していきたい。

#### 宮本しづえ委員

ぜひそういった方向で被災3県が協調して取り組んでほしい。

訴えの提起が2件、調停の申し立てが1件出ている。先ほど報告があったように、いずれもそこに住んでいた方で、恐らく住み続けたい理由はさまざまあると思う。今まで既に居住の実態がない事例もあったが、今住んでいる方は長年住んでおり、それなりの理由がある。そうした事情を勘案しながら、いきなり訴えではなく、まずは調停で、公的な場で話をすることができなかったか、その辺の判断を聞く。

#### 生活拠点課長

今回、訴えの提起が2件あるが、昨年3月に仮設住宅の供与を終了してから間もなく1年たとうとしている中で、我々としても何度も訪問したり連絡をとってきた。12月定例会で提案することも可能であったが、なるべく裁判という手段を使わずに話し合いで済ませたかったため、ぎりぎりまで交渉してきた。

例えば議案第130号については、先ほど述べたが、いつかは退去すると約束したため状況を見守っていたところ、結局それもほごにされてしまい信頼関係が失われてしまった。また、2件とも退去できない理由が明確でないため、我々と

しては手の施しようがない。ほかの方であればこういった課題があるとのことで相談に乗って関係機関を紹介したりしているが、この2件については解決方法が見出せなかった。

特に現在、四倉鬼越仮設住宅は既に撤去が始まっており、実は民間企業の所有地で今年度中に返還を求められている。民間企業から提供を受けている土地に未退去者がいて返還がおくれれば、今後大きな災害が起きたときに、民間からの土地の確保が困難になり仮設住宅の貸与に支障を来すことが懸念される。そういったことを総合的に勘案して、今回はこの2件について訴訟という手段にしたため、理解願う。

#### 宮本しづえ委員

土地の所有者から今年度中に返還してほしいとのことだとすれば、訴えの提起を今定例会で議決したとしても実際に裁判所に提訴するまで準備期間があって、また何カ月か後になる。調停にしたほうがむしろ話し合いが早く進むかもしれないため、そのようなことも含めて問題提起をしておきたい。

また、水素ステーションの事業が2,000万円の減額になった。その理由と、現時点で県内の水素ステーションの設置状況、車の購入補助の予算がどうなっているかを聞く。

#### エネルギー課長

企画8ページの水素エネルギー普及拡大事業の減額の件である。まず、水素ステーションについては、今年度、福島市と郡山市を拠点とする移動式の水素ステーションを整備しており、間もなく完成する。当初予算では約1億円を得ていたが、出来高として8,000万円弱で結果的に予算額を下回ったことによる減額である。

また、燃料電池自動車の補助については、当初予算で5台分100万円を得ていたが、引き合いがあって現在7台まで補助している。ここは同じ予算の中でやりくりしている。

もう一つ、前段の水素ステーションについて、今回県が補助し整備しているのが先ほどの移動式で、それ以外に、県の補助はないが郡山市役所と南相馬市のガス会社で簡易型のステーション2件を整備しているため、3件となっている。

## ( 3月 9日 (金) 生活環境部)

#### 鳥居作弥委員

先ほどの部長説明2ページ、事業所へのLED等導入補助の拡充とは、議案説明資料、生10ページの地域まるごと省エネ推進事業と関連するとの認識でよいか。

#### 環境共生課長

平成28、29年度の2年間にかけて、事業者対象、学校対象のLED等補助事業を実施してきた。事業者対象のものについて、来年度は地域まるごと省エネ推進事業において、アドバイザー等の専門家を派遣して市町村の計画策定を支援する。市町村内の事業者のLED化を推進するとともに、市町村の施設のLED化等も推進するものである。そのため、今まで年間20件を想定していたが、地域まるごと省エネ推進事業との関連も含めて、事業者対象のLED化の事業は30件とし、予算も2,000万円から3,000万円に増額している。

一方で、2年間、学校を対象としたLED化の推進事業を行ってきたが、これを地域まるごと省エネ推進事業で市町村の学校にかかわらず、公民館、保健施設等も含めてLED化を推進するように拡大する計画である。

#### 鳥居作弥委員

民間事業者に関しては省エネルギー対策に取り組む事業者とのことであるが、基本的にはLEDを設置する事業者への

支援か。ほかの部分で何か省エネ対策に取り組んでいる事業所への支援はあるか。

#### 環境共生課長

事業者対象の省エネ設備の支援事業については、先ほどLED事業と述べたが、これに加えてここ2年間、高効率化したエアコンの補助事業を行っている。さらに来年度からは、EMS（エネルギーマネジメントシステム）への補助を新たに加え、目で見る管理の視点でエネルギーのマネジメントを行う事業者に対しても補助事業を拡大する。

#### 鳥居作弥委員

省エネ対策にいろいろ取り組んでいることは非常に大事である。今回の新しい事業は基本的に市町村と事業者であり、足元の例えば県庁や県関連の施設に係るLED化の達成率はデータとしてあるか。

#### 環境共生課長

県庁の庁舎関係についてエコオフィス実践計画をつくっており、その中でもLEDの推進は温室効果ガスを削減する一番大きな要素と考えている。LED改修については、例えば北庁舎など新しく復興関係の施設をつくる際にLED化の推進を各担当部局に呼びかけているとともに、エコオフィス推進事業で、金額は50万円程度と小さいものの、毎年数カ所の施設に省エネアドバイザーを派遣してLED化を中心に推進している。

LED化の進捗率については総務部の所管であるため具体的な数字はないが、LED化率という意味では相当上がってきている。

#### 鳥居作弥委員

地球温暖化や気候変動が取り沙汰されている中で、再生可能エネルギーの推進は大事だが、一方で省エネルギーにも両輪で取り組むことが非常に大事である。引き続きこの事業を進化、拡充させ、皆と一緒に頑張っていきたい。

#### 宮本しづえ委員

関連して、省エネの推進にはさまざまな方法があると思う。建物をつくる際に二重サッシにする、地熱を利用した空調システムをつくるなど、今いろいろな技術が開発されてきているが、そういったものはこの事業の対象になっていないか。

#### 環境共生課長

例えば高气密、高断熱化の事業等は土木部が担当となって補助事業を行っている。地熱等は企画調整部で幅広く行っており、我々の分野としては、特に家庭と民生業務部門（オフィス）の省エネが進んでいないため、その辺を中心に省エネ化の推進を行っている。各部局すみ分けし、連携して行っている。

#### 渡辺優生委員

生2ページ、県民生活企画費3番の消費者行政体制強化事業について、消費生活センター等の拡大を図るものだと思うが、具体的に平成29年度現在、センターが幾つあって、30年度にどのような主体を想定して予算化しているか。

#### 消費生活課長

消費者行政体制強化事業については、消費者庁が体制強化事業として人口5万人以上の全市町村、また5万人未満の市町村の50%以上に消費生活センターを設置するか、相談員を配置することの通知を平成27年3月に出した。

それを受けて、本県でも、各方部、各市町村での消費生活センターの設置について取り組んできたが、まず、29年度現

在、センターが9市10町村に19設置されている。この数は、広域の連携体制も含めており、例えば、白河市で東白川郡、西白河郡を含め9市町村の相談体制を集約して広域連携として実施しているため、9つとカウントしている。かつ、相談員の配置として、今現在、31市町村で相談センターの設置または相談員の配置をしている。こういった設置に係る相談員の人件費、設備を整えるための準備費用もこの予算には含まれている。

30年度に向けては、まず、今、地図上で設置がなおけている地域について、核となる地域に話を持っていき、中心となる地域を決めてそこから各町村の方と話をし核となるセンターを1つ作り、周辺での広域連携をしてもらう取り組みを行っている。現在エリアとして少し手薄になっている南会津方部、浜通りについても視野に入れながら、広域連携体制、核となる市町村へのセンター配置を中心に考えて予算を計上している。

また、この予算には、センターの設置以外にも、消費者の教育や消費者行政の機能強化として専門員を配置しファイナンスプランニングとして多重債務者の相談を受けたり、弁護士や司法書士に行ってもらい無料法律相談を受ける費用も含まれており、包括的なところも全て考えている。みずから考えてみずから行動を起こせる消費者を育て、どこにいても同じ質の高い相談を受けられる体制を県内に広めていきたい。

#### 渡辺優生委員

この後質問する必要がないぐらいの答弁に感謝する。私の質問の趣旨は、県内12市あるが全ての市は取り組んでおらず、大きな市しか設置していない。基本的に相談する方は当該自治体でしか相談できず、設置していない市町村の方は県の消費生活センターや国民生活センターで土日に相談する形になっている。拡大するに当たっても、専門家を配置したり、センターの設置に財源がかかってなかなか進んでいない実態なのではないか。広域的な進め方をしたらどうかと述べたかったが、大変よい答弁をもらった。ぜひそういった形で進めてほしいので、よろしく願う。

#### 宮本しづえ委員

生3ページ、原子力災害等復興基金積立事業は利息分とのことだが、これはたしか国から来た1,650億円の基金で毎年利息を積み立てていると思う。この活用については、方針としてどうなっているか。

#### 環境共生課長

こちらは環境創造センターの関係で、初めに国から得ている整備費と運営費の運用益である。これを基金に積み立てることによって事業費に含めて活用していく。

#### 宮本しづえ委員

環境創造センター関係だと、最初に国から来たのはたしか194億円だったが、その利息という意味か。

#### 環境共生課長

初めに国から補助された金額は194億円で、環境創造センターを整備するために活用している。毎年運営費にも活用しているため金額が減るが、長期的に見通して運用してきた。その部分の積み立てとなっている。

#### 宮本しづえ委員

平成30年度にも環境創造センターの運営費が計上されており、計算するとおおむね9億円となる。これは県負担分だけが計上されていると理解するが、環境創造センターそのものは県、JAEA、国立環境研究所と3つの事業体が入ってさまざまな研究を行っており、各団体の負担はどういった形になっているか。全体図をもう少しわかるように説明願う。



環境共生課長

環境創造センターの建設費用については127億円を要した。そのうち研究棟で国立環境研究所とJAEAが研究しているが、建物については国から補助金を得て県が建設し、それを貸している。光熱水費や維持管理費については毎年予算計上しているが、かかった分を各機関から徴収しており、研究費については各団体に負担している。

宮本しづえ委員

ここに計上されているのは、建物全体の維持管理費として総額で9億円と理解している。県以外の部分については各団体に県が負担金を徴収しているとのことである。最初に194億円の交付金が来て127億円で建物をつくったということだと、運営費分の基金としては70億円弱が残った形になり、今年度で3年目になるが、年度末の基金残高は幾らになるか。

環境共生課長

基金については平成28年度決算で約68億円である。今年度は決算を迎えていないが、見込みだと2月補正後で約60億円が残ると考えている。国からは34年度までの10年間として得ているため、それまでの運営費をここから捻出する。

宮本しづえ委員

9億円の中でJAEAと国立環境研究所が負担する金額はどれぐらいか。

環境共生課長

生4ページ、4番の環境創造センター（研究棟）管理運営事業だが、今回6,700万円を計上している。全てではないがこれが維持管理にかかる費用であり、国機関の負担に見合う分を収入として計上している。正確に述べると、6,700万円の中で国機関が負担するものは2つ合わせて約6,500万円である。

宮本しづえ委員

年間約9億円はこれからコンスタントにかかり、そのうちJAEAと国立環境研究所から入るものは約6,500万円とのことである。それ以外の8億数千円はずっと県が負担すべき金額と理解してよいか。

環境共生課長

この9億円について、もともと環境創造センターは郡山市にあった環境センターを統合してできた施設であり、環境センター時代から必要とする財源分は除かれているが、基金から支出するのは7～8億円程度の範囲で推移すると考えている。

宮本しづえ委員

基金はいずれ底をつく。平成34年度まで国は一応運営費も含めて見ることになっているが、ほぼそこまで基金はなくなると考えたときに、その先どうするのかとなる。かかった経費をしっかりと国機関から得る仕組みをつくっておかないと基金がなくなった後は丸々県負担としてかぶってくるのではないかと心配する。今年度で幾らもらうか聞くと、6,500万円とのことだが、本当に国機関でかかった経費がその程度なのかがどうも理解できない。3者で使っているが、大部分が県となるのか。

環境共生課長

国立環境研究所とJAEAについては、県と一体となって研究をしているが、実際活動しているのは環境創造センター

の研究棟であり、施設を維持するための経費を実費相当分として受けているものが先ほどの6,500万円である。県としては平成34年度までの運営費を得ているため、35年度以降の運営費についても、国に対して引き続き対応するよう毎年要望していきたい。

宮本しづえ委員

9億円のうちかなりの分を県が負担することになるが、これは研究費の人件費分が大きいのか。コミュタン（交流棟）は約3億円で、子供たちに使ってもらう意味でほぼ利用料が見込めないため、県の負担が一定程度出てくるのは当然だと思う。しかし、それ以外の経費が余りにも大き過ぎる。どういったところにこの9億円が使われていくのかが見えない。

年間の維持費がわかってきたのは、昨年度、今年度であり、しっかり枠組みをつくっておかないといけない時期にある。負担の関係をしっかりしておかないと、後年度の県負担がべらぼうなものになりかねないと心配するので述べている。もう少し明確に説明願う。

環境共生課長

委員指摘のとおり、平成29年度が1年の経費を見渡した最初の年である。この経費をきちんと精査し、今後はなるべく経費を抑えるべく基金を有効活用していきたい。また、35年度以降についても、引き続き国に対して運営費確保の要望を続けていきたい。

宮本しづえ委員

運営費を要望するときに、今の枠組みだと6,000万円程度しか負担してもらえず、県負担がこれから続くのに余りにも負担が大き過ぎるのではないかと述べている。今かかる経費の精査をもっとすべきだと思う。その辺をどこまで検討しているかが見えてこない。もう少しわかりやすく説明願う。

生活環境部長

今ほど課長が答弁したとおり、センターをつくるときに建設費と今後10年間の運営費について国から得ている。それをもとに、計画的に基金を財源にして運営費を出している。研究棟については既に2つの研究機関が入っているため、そこを使うランニングコストとして今6,500万円の収入を入れている。当然、今後かかる毎年度の経費については精査し、安くできるところは安くしていくことが一つである。

もう一つ、今回環境創造センターをつくった大もとの理由は、原子力災害があって、ほかにも特殊事情のもとで環境回復のためにはぜひ必要だということで、その必要性を訴えて国から金を得てきた。今、県では、当面10年間以降の部分についても、環境回復に対する取り組みが続く以上、環境創造センターは必要であり、そこはきちんと措置してほしいとの要望を毎年重ねている。その成果が出るように、今後もしっかり取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

今答えられるのはそこまでだと思うが、部長も述べたように汚染された環境がつくられてしまった原因は明確なので、環境回復のための研究も含めてきちんと国に求めていく立場を堅持して、ぜひ頑張してほしい。

市町村の除染について、29年度にやり切れなかった部分も含めて新年度で予算化されているが、1,169億円を市町村に交付する計画である。この中で、市町村のフォローアップ除染については、どれくらいの市町村がどれくらいの計画を持って予算化しているかを県はつかんでいるか。

除染対策課長

新年度の市町村除染事業の予算額については、各市町村から報告を受けて積み上げた結果である。面的除染が終わっても、必要なところについては、追加的な措置としてフォローアップ除染を続けていくことになっている。フォローアップ除染にかかわる経費は、各市町村で、新年度においても事後モニタリングを継続していく計画のあるところについて予算を積み上げ、今回の予算に含めている。

宮本しづえ委員

市町村の計画を積み上げたとのことだが、今県に上がっている計画は幾つの自治体からでどれぐらいの数か。

除染対策課長

今現在のフォローアップ除染の取り組みと新年度に取り組みもうとしているところの積み上げとなる。まず、南相馬市で一部フォローアップ除染は終えているが継続的に事後モニタリングを進めており、平成30年度も引き続き行うとのことである。また、フォローアップ除染に向けて事後モニタリングを今現在続けており、30年度に続けて行うところは、福島市、白河市、西郷村、棚倉町である。さらに、事後モニタリングを終え、環境省と実施に向けた協議を終えて、30年度にフォローアップ除染を実施すると報告があったのが川内村である。

宮本しづえ委員

きょうの新聞報道によると、福島市は事後モニタリングを終えて3月中に大波地区でフォローアップ除染を始めるとあり、これはこの中に入っていないが大丈夫か。

除染対策課長

福島市については、報告では平成29年度中に市内9,800カ所の事後モニタリングを終え、新聞報道のとおり今年度中に大波地区について具体的なフォローアップに着手する予定とのことである。引き続き、事後モニタリングを終えて数値を計測した結果、フォローアップ除染を必要とするところについては、30年度に環境省と協議して箇所を確定した上でフォローアップ除染に移行すると考えている。その費用についても積み上げの中に入っている。

渡部優生委員

生6ページ、只見線関係について聞く。只見線の利活用計画については3月中につくり、工事も平成32年を目がけて行っていくとのこと、随分進んできたと思う。ただ、もともと赤字路線を復活させることなので、地元自治体や住民から、再建したはよいが大丈夫かとよく言われている。既に前メンバーでの委員会でも相当議論され、県として支援する決断をして進んでいると思うが、人口が減る中で本当に将来的に自治体が負担し切れるかを考えると非常に懸念される。改めて、地元自治体の人口減少などを考慮した場合、県として今後どのような支援をしていくのか、考え方を聞く。

生活交通課長

只見線復旧後の上下分離に伴う年間2.1億円と言われている維持管理費の件である。各町村、特に只見、金山両町が被災箇所として重い負担割合となっている。基本的な考え方としては、現在もそうだが、利活用に取り組むに当たってさまざまな支援制度を設けたり、各沿線の市町では只見線を中心として活性化に取り組んでいるため、そういったところを集約して一体的に取り組む、間接的な支援を市町に向けて継続していくことが一つある。

また、2.1億円の軽減については、単純に国に要望するだけではなかなか進まないと思うが、県としても国に相談しながら、あるいは寄附として団体、企業からの応援を受けるなど、トータルで只見線の今後の継続に向けて応援を得られるように考えていきたい。

#### 渡部優生委員

利活用計画をつくって上下分離方式で実際営業した場合に、どういった収支になるか。計画をつくって、人を呼んで乗車率が上がれば2.1億円の負担が減る仕組みなのか。利活用計画と収支との関係を聞く。

#### 生活交通課長

上下分離の利用実績の基本的な部分だが、2.1億円は除雪など線路や駅舎の維持管理に係る毎年の経費で、第3種鉄道事業者として地元が負担し、JRは今までと同じように27.6km区間は運行するため、たくさん乗ればJRの収入になる。ただ、この区間が特に只見線の中でも居住者の割合が少ないところであるため、採算がとれるレベルまでには相当開きがある。

我々は、JRと一体となって運営していくため、1人でも多く乗ってもらい、JRに幾らかでも乗車実績が上がるように、また、経済効果なども広く狙いを定めて戦略的に進める考えである。

#### 渡部優生委員

これ以上だと一般的事項とのことであり、ガイドブックをつくって取り組むとの説明だったため、しっかり利活用が図れるように頑張してほしい。

もう一点、その下のふくしま地域公共交通強化支援事業について、先ほど会津地域の2次交通を市町村をまたいで行うとの説明だった。もう少し具体的に、どこからどこまでか、実証実験をする背景、県としての狙いについて聞く。

#### 生活交通課長

会津地域の2次交通については、先ほども話があった只見線、さらにほかの鉄道であれば会津鉄道、野岩鉄道、JRであれば磐越西線などがある。背景としては、なかなか厳しい状況の中で、東武鉄道のリバティが野岩線を通して田島まで来ている。また、只見線だと多くの外国人が、特に台湾とタイから只見線の秋冬景色を見るために来ている。2次交通であるため、住民も乗って観光客にも便利な公共交通が何かできないかと、この事業を提案した。

具体的な路線はまだこれからではあるが、リバティが来る会津田島駅からほかの鉄道、さらにはほかの観光拠点を結ぶことはできないか。あるいは、三島町にある只見線の第1橋梁へは鉄道で来ているが、例えば真つすぐ会津若松から直接行くことはできないか。関連するJR、地元の町、バス事業者など相談先がたくさんあるため、現在運行している鉄道、バスが活かされるよう、それをさらに強化するバス路線を考えていきたい。

#### 渡部優生委員

奥会津の活性化も含めてだと思う。実証期間は年間どのぐらい計画しているか。

#### 生活交通課長

来年度の事業予算として計上しており、これから調整すると協議が調うまでのスケジュール的に春、夏に運行を始めることは難しく、後半にかけてできるだけ早く運行を始めたい。来年度は数カ月の運行を実施し、取り組みながら結果を次につなげていけるように進めたい。

#### 渡部優生委員

今の説明だと、とりあえず平成30年度だけやってみて、31年度以降はそれを見てから考える、単年度で考えているとの理解でよいか。

生活交通課長

担当課としては、単年度で実証の参考となる内容を捉えることができるかわからず、できればもう少し長い期間取り組みたいが、予算のこともあるため、その時期に改めて相談したい。

宮本しづえ委員

生7ページ、地方生活バス路線の対策事業について、1番目は仮設間を通るバス路線に対する補助で、3番目は避難地域の生活交通支援事業であり、それぞれ避難先と帰還したところの支援と分けて考えてよいか。また、2番目の市町村の生活交通対策のための補助と4番目の生活路線バスの運行補助の違いをあわせて聞く。

生活交通課長

まず、2番の市町村生活交通対策のための補助、1億4,700万円は市町村のエリアで運行している路線バス、デマンドタクシーなどに県独自の補助を行っており、市町村の独自事業である。

1、3、4は市町村をまたぐ広域的なバス路線であり、1番の復興特例、2億円は、委員指摘のとおり、応急仮設住宅の近くを通る広域幹線のバスについて、震災後に支援内容を充実しており、赤字部分を国と県が負担することで地元負担がない状態で運行することができる。

3番の被災地域生活交通支援事業、1億4,700万円は、まさに避難地域の公共交通について、例えば富岡町からいわき市、南相馬市から県立医科大学といった広域バス路線に係る予算である。これは応急仮設住宅が要件ではなく、避難地域の公営住宅あるいは災害公営住宅に隣接する路線が条件であり、特例的に避難地域において今5つの路線が認められている。仕組みとしては1番と同じである。

さらに4番について通常と書いてあるのは、震災以前からあった制度であり、被災地特例は今の期間行われているが、通常の補助制度がこれである。こちらは応急仮設住宅等の要件がなく市町村をまたぐ広域バス路線で、通常であるため補助率は下がり、一定のルールのもとで国と県が補助する。

宮本しづえ委員

3番目の被災地域の事業について、帰ってくるのは高齢者が多い。バスに乗るよりはデマンド型でドア・ツー・ドアの利便性の高い交通に対するニーズが高いのではないか。帰還支援の事業で交通体系を整理する事業はこの中に含まれないのか。

生活交通課長

避難地域の公共交通について、各市町村と相談して今計画をつくっているが、デマンド型だと例えば檜葉町が定額のタクシー利用制度をつくっているように、市町村内の細かな交通サービスは市町村が実施している。県の役割としては、広域的な部分を担っており、確かに高齢者が多いが、先ほど述べた市の路線を高校生が通学に使っていたり、日中買い物で商業施設に行く用途に使われることもある。

宮本しづえ委員

避難指示が解除された地域のほとんどの市町村では課長が述べた仕組みがもう整備されていると理解してよいか。

生活交通課長

全てで整備された状況にはない。例えば富岡町だと循環バスを走らせており、南相馬市小高区だとデマンドタクシーが

走り、檜葉町だと定額のタクシーである。乗車数もそう多くない状況であり、取り組みが始まったところだと思う。

宮本しづえ委員

実際に財政規模の小さい自治体で独自に続けていくのは大変な事業になると思う。確かに県の役割は広域行政であるため、市町村をまたぐ事業を中心に補助対象にする考え方はわからないではない。しかし、今の避難区域の帰還状況を考えれば、広域的ではないものについても補助対象にして積極的に支援する姿勢が必要ではないか。ぜひ検討の必要があると問題提起だけしておきたい。

もう一つ、避難地域環境整備事業費として、イノベ構想の事業として取り組んだところに客を呼び込むための交通体系を整備するとのことで1億3,000万円計上されているが、30年度の事業についてももう少しわかりやすく丁寧に説明願う。

生活交通課長

生7ページ、「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業、1億3,000万円についてである。先ほど述べた避難地域の公共交通については住民、役場の要望で広域バス路線を今走らせているが、同時に来年度からは福島イノベーション・コースト構想の進展に合わせて、これに従事している研究者等、このエリアの研究施設に東京都や仙台市からたくさん人が訪れることになり公共交通が必要とされる。また、場所的に公共交通に係る将来の何か実証的なものがないか考えた。

一つには中通りで東北新幹線による人の往来が多い。福島、郡山、新白河と駅があるため、想定だが、いずれかの駅からイノベーション・コースト構想の中心地である双葉郡に便利に効率的に來たり通ったりできるバスを運行できないかと考えている。

また、その後には、ふたば未来学園、アーカイブ拠点施設、Jヴィレッジなどイノベ構想の拠点プラスさまざまな交流拠点があるため、そういったところも含めて、人が動きやすいように例えばカーシェアリングができないか。これはレンタカーのイメージではあるが、皆で共用する車を使って仕事の関係で動き、浪江町、富岡町などに訪れる。こういったイノベーション・コースト構想を支える交通システムについてまずは取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

イノベ構想の拠点をつくるため、その利用を促進したい気持ちがわからないではない。ただ、今県内どこの地域も過疎化で悩んでいるため、交通体系の整備は非常に深刻で重要な課題になってきている。例えば先ほどの4番目の生活路線バス運行のための予算は全県で1億円に満たず、イノベ構想の実証事業だけで1億3,000万円の予算を組んでいる。交通政策の金のかけ方として、どこを重点にしていくかを考えたときに、もっと広域的に全県を見渡して本当に必要な交通体系を市町村と一緒に編み出しながら、そこに積極的に金をかけて交流人口増を図る。そして、人口減少に歯どめをかけていくように、交通政策から地域おこし、地域づくりを考えていく観点が重要ではないか。

この数字を見て交通政策の配分の仕方としてどうかとの印象を持ったため、来年度はこういった予算配分になっているが、高齢化や人口減少に対応できる交通体系の整備をもっと積極的に検討すべきと求めておく。

## （ 3月12日（月） 生活環境部）

宮本しづえ委員

最初に、12月定例会でも聞いたが、二本松市原セ地区の除染で出た土壌に係る再利用の実証事業について、その後国と県で協議をした経過はあるか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

再生利用については、国で最終処分量の低減を目的として、現在、減容化の技術開発とともに実証事業を進めている。二本松市原セ地区における再生利用の実証事業実施に当たって、地元の理解を得るため安全性の確保などを丁寧に説明していくことについては、12月に二本松市議会の全員協議会で説明を行い、概要等について地元への説明を行った。今後、実施に関する調査等を行っていくスケジュールを確認している。

#### 宮本しづえ委員

周辺住民から特に反対の意見がないと捉えられているが、聞いてみると周辺住民はわずか20戸程度でその半分以下しか説明会には出ていない。初めて聞いた人は、説明されてもどういった意見を言ってよいかわからない状況であったと思われる。ただ、国はそのときに意見が出なかったため反対はないと受けとめているようである。

ところが、この1～3月に周辺住民からとんでもないことだとの意見が沸き起こっている。これは原セ地区だけの問題ではなく、二本松市全体の風評被害につながるのではないかと、ほかの地域にも使われたら、せっかく復興に向かって頑張っているときにもう一回放射能をばらまかれるのではないかと不安が住民の間である。

この事態を、住民の反対はないと済ませられる問題ではもうなくなってきていると捉えるべきと思うが、二本松市からそういった報告は受けていないか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

地元への丁寧な説明について、委員指摘のとおり、事業実施に当たって周辺の方の不安や懸念のないように事業の目的や安全性を丁寧に説明していくことが必要だと考えている。県としても二本松市の除染推進課との連絡、調整等を行っており、特段そういった地元からの話は来ていない。いずれにしても地元への丁寧な具体的対応については、より地元を熟知している二本松市と国でよく協議してもらい、必要に応じてこちらも調整していくよう考えている。

#### 宮本しづえ委員

まだ市から県にそういった意見が集約されていないようだが、この間、原セ地区の隣の町内会の総会があったときに話題になって大問題になったとのことである。また先日、福島県復興共同センターの代表者会議に行ったときに同じことが話題になった。県内各地からなぜそういったことが行われるのか、自分たちのところは絶対受け入れられないとの意見が会津、県南も含めてたくさん出された。

これが今の県民の感情だと思う。そういった県民感情をしっかりと踏まえて、実証事業をせかすようなことはするべきでないと考える。国の事業なので県が主体ではないにしても、県民がどう受けとめているかをしっかりと踏まえた上でこの問題に対応してほしい。これには中間貯蔵施設に貯蔵する汚染土壌の量を幾らかでも減らしたいとの思惑がある。減らすこと自体は悪いことではないのかもしれないが、減らし方が今のようなやり方で強引に進められていくことは決して好ましくないと思う。

中間貯蔵施設に関しては、今、地権者と契約が進んできている。地権者の中には、売買ではなく地上権を設定して貸し付けたい方がいる。この内訳はどうなっているか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設用地の譲渡契約と地上権設定契約の内訳について、2月末現在の国公表の数値になるが、全体が1,380件、うち地上権設定が100件となっている。

#### 宮本しづえ委員

町も町有地については地上権を設定する意向を示したようだが、これはほぼその方向で決定したのか。

中間貯蔵施設等対策室長

町有地の取扱方針について、大熊町、双葉町はそれぞれ原則として地上権を設定することで方針は固まっている。

宮本しづえ委員

地上権を設定した方々に対する地代の支払いをめぐるっては地権者との間に対立が生まれていると思う。賃貸契約にしたときに、一般的な公共事業の地代の支払いと今回の支払いで方法が違うが、この違いについて県はどのように認識しているか。

中間貯蔵施設等対策室長

用地契約における公共事業の補償基準に関して、今回の場合だと、まず中間貯蔵施設用地が、実際搬入開始から30年以内に県外で最終処分することとなっているため、かなり中長期にわたる。これを公共事業として実施していくため、譲渡契約を基本にこれまで地権者に説明してきた。

ただ、一方で代々引き継いできた土地を東日本大震災、原子力発電所の事故が原因で手放したくないとの地権者の気持ちも酌み、所有権を留保した形で地上権設定契約をしている。地代が年払いの場合は、30年以下となるが、計算上トータルで譲渡契約より金額がふえる可能性も出てくることを考慮し、地上権設定は基本的に譲渡契約の7割と設定した。

宮本しづえ委員

提示された契約で地権者は納得しておらず、一般的な公共事業の賃貸契約と同じように扱って何も問題はない。公共事業でも土地を売らない場合は幾らでもあり、その場合は通常の地代を算出して契約を結ぶ。地権者がどういった方法を選択するかの問題であって、国側が30年たったら譲渡契約を結んだ人よりも金額が高くなるとまずいとのことだが、まずいかどうかは地権者してみれば関係ない話で、地上権を設定している以上は地代を払うのは当たり前の話である。なぜ訴訟でないと話し合いが進まない状況になってしまうのか。どうも公共事業のやり方として適切でないと思うが、県はやむを得ないとの認識か。

中間貯蔵施設等対策室長

補償基準に関する考え方で、もともと年払いにすべきとの部分は公共用地の取得に伴う損失補償基準の第24条にあり、年払いで計算した場合、それに加えて一括払いだと税制上の優遇措置もある。そういったところを総合的に勘案し、第24条のほか第25条も準用することによって、今回は環境省で取り扱い方針を定めて、その点を地権者にも丁寧に説明していると聞いている。

一方で、地権者が納得がいけない部分で、その目的の一つには、売却することによって中間貯蔵施設が最終処分場になるおそれがあると考えていることもあり、今回の国の取り扱いについて調停を申し立てされている状況である。

宮本しづえ委員

最終処分場にされるのではないかと危機感がある。町も地上権設定を選択したいのはそういった理由だと思う。県としても30年以降はほかの場所にきちんと持っていくことを条件に、法律にまでして中間貯蔵施設を受け入れてきた経過がある。中間貯蔵は地権者の協力があって初めて成り立つ事業であり、地権者の選択を尊重した上で事業が執行されるべきと考える。地権者の意向に沿った対応がしっかりとされるように、県として対応すべきである。

次に、今風力発電について住民から意見が上がっており、特にいわき市遠野地区では三大明神風力発電と遠野風力発電



について計画地に近い住民の約9割、1,000名を超える方が反対として署名が集まっている。先日1,300人の反対署名が県にも提出された。この三大明神風力発電と遠野風力発電については、県が環境アセスメント手続にかかっている最中である。この到達と住民の意見は今後どのように反映されていくのか。

環境共生課長

まず三大明神風力発電事業については、県の審査を終え、今最終的に事業者が評価書をつくっている段階であり、これに基づいて事業を行うことができると考えている。遠野風力発電事業に関しては、今第1段階の配慮書に対する知事意見を出し、事業者で次の段階の方法書に向けて調整している。

また現在、住民説明会を行っていると聞いている。次の方法書が提出された段階で、またルールに基づき住民説明会等を行った上で縦覧するため、その中で住民の意見、地元いわき市の意見、県の庁内各課の意見を照会しながら知事意見を作成していく流れになる。

宮本しづえ委員

三大明神は既に評価書の段階まで来たとする、ここまでで知事もいろいろな意見を出した。それによってどうやら風力発電の基数が変わったが、発電総量が変わっていないのではないかとの声がある。設置数が17基から9基に変わったことにより総量はどのように変わったか。

環境共生課長

準備書の意見を述べた後、事業者で具体的な評価書をつくっていると思うが、内容についてまだ情報提供がないため、今後、情報提供を受けながら内容を確認していきたい。

宮本しづえ委員

基数が変わることは、まだ承知していないのか。

環境共生課長

いわき市から住民説明会でそういった話が出たとは聞いているが、直接、具体的な内容については聞いていない。

宮本しづえ委員

正式にはまだ来ていないようだが、そのようなことで発電総量は変わっていないと聞いている。基数が変わったとしても、1基の発電量が大きくなって結果的にもっと大きいものをつくることになり、問題は何ら解決しないとの住民意見である。もう評価書の段階まで来ているとのことだが、こういった声は今後環境アセスメントの流れの中、こういった形で反映させていくことになるか。

環境共生課長

評価書の段階に来ているため、風力発電事業としての事業認可を電気事業法に基づいて国に求めることになり、そこで最終的に判断されると考えている。県の手続上は準備書まで意見を述べたため、今後具体的に意見を述べる機会はない。

宮本しづえ委員

法律の流れから、もう県として意見を述べる機会はないとのことである。ただ、ここまで環境アセスメントで縦覧はされるものの、住民が意見を述べる機会はなかなか難しい。法律上はあるが、意見を述べるのにどういった機会が保障され

ているかを地元の方が知る機会はほとんどなく、よくわからないうちにここまで来てしまったとのことで、実際にはこれだけの方が反対している。段階的には確かにそこまで来ているかもしれないが、住民合意が必要で、説明をきちんとしてもらうとの県の立場がある。これを国がどう受けて、許可を出すかは国の判断しかないというのが今の県の認識か。

環境共生課長

先ほど述べたように評価書を作成している段階であり、我々が準備書に対する意見を出してから具体的な情報は今のところない。手続的には確かに住民で意見を出すチャンスがなかったと言う方もいるかもしれないが、県としては、各段階において事業者に対して丁寧に縦覧と説明会の場所を周知するように指導しているため、その中でできるだけ地元の意見を集約していきたい。

宮本しづえ委員

風力発電について住民がわからないうちに進んでしまっている実態がある。法律に基づく手続は確かにそういった段階で進んでいるが、ここまで来てもおおこれだけの住民の反対があることを県として重く受けとめ、国との協議を進めてもらわなければいけない。最終的には環境省との協議になるのだろうが、住民の納得が得られる方法で進まないと、これからの風力発電事業にも大きな影響が出てくるため、しっかり取り組んでほしい。

環境アセスメント法の対象になっている風力発電で、県として阿武隈風力発電を何カ所か進めている。これもどこにどのような計画か、なかなか県民にはわかりにくい状況があるのではないか。今阿武隈風力発電の全体計画はどうなっていて、環境アセスメントはそれぞれの段階にあるかの一覧を出してもらえないか。

環境共生課長

委員指摘の資料について提出したい。

鈴木智委員長

全体像はこちらではないと思うが、それぞれ環境アセスメントで審査されてどのように進捗しているかは出せるか。

環境共生課長

環境影響評価のどういった段階にあるか、事業ごとに記載したものを提出することはできるため対応する。

鈴木智委員長

お諮りする。資料提出を求めることでよいか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、資料を提出願う。

鳥居作弥委員

一般質問で聞いた海岸漂着ごみの話について、今回は9月定例会より1歩2歩進んだ答弁があったが、基本的に市町村等と連携しながら調査して地域計画を作成するとのことだったと思う。まず、具体的な調査内容について聞く。

一般廃棄物課長

海岸漂着物の地域計画について現在想定している委託調査等の中身だが、例えば海水浴場の状況や近海における海流の状況、各海岸に漂着しているごみの量といったものを推計して今後の地域計画に反映していきたい。

鳥居作弥委員

きのうは3月11日で、私も海岸地域を回ったが、非常に海岸線がきれいだった。というのは基本的に自分の前の海は自分たちで守るとの責任感で地域住民が清掃している現状がある。ただ、グローバル化の中で、海岸漂着ごみは世界的な問題だと思うが、目の前の海を掃除するためには、高齢化もあって今までのように地域に任せてはいけない。しっかりした調査をし、さらに地域住民と市町村を交えながら具体的で効果的な計画を作成してほしい。今回質問して1歩進んだと地域住民は非常に喜んでおり、これを言葉だけでは終わらせずに、ことしまた県内4カ所で海開きがあるため、それに間に合うように具体的な形で地域計画を作成し、施策を講じてほしい。

宮本しづえ委員

檜葉町では今月いっぱいのみなし仮設住宅の供与が終わる。檜葉町では建物の解体事業はほぼ100%終了したとみなしてよいか。

一般廃棄物課長

檜葉町の建物解体は現在進められており、国から事業者への発注が全て終わっているため、間もなく終了すると認識している。

宮本しづえ委員

発注は終わったが事業は全部終了したわけではないとのことである。終了の見込みはいつになるか。

一般廃棄物課長

ことし2月現在で98.6%であり、間もなく終了するのではないかと認識している。

宮本しづえ委員

まだ終わっていないところについては特定延長が認められると理解してよいか。

一般廃棄物課長

受付は終了しているが、それぞれの避難者で個別の状況があるため、そういった状況に対応してくれるよう国に依頼している。

宮本しづえ委員

特定延長を場合によっては認めると言っているが、まだ住宅の解体すら終わっていない状況で仮設が終わることは、非常に重大な問題だと思う。

大熊町、双葉町、浪江町、富岡町を除いた避難解除準備区域と居住制限区域については、来年3月いっぱいのみなし仮設が終わる。この区域の建物解体の進捗状況はどうなっているか、一覧を提示願う。

一般廃棄物課長

浪江町、双葉町、大熊町、富岡町のものか。

宮本しづえ委員

来年3月で終わらない大熊町、双葉町、富岡町、浪江町は再延長もあり得るとなっているが、それ以外の昨年3月、4月で解除された区域については、来年3月31日でみなし仮設が終了する枠組みになっている。この終わる区域の解体状況は今どうなっているか。

鈴木智委員長

具体的にどこか。

宮本しづえ委員

来年3月で終わる川俣町山木屋、飯館村、南相馬市小高区等である。

一般廃棄物課長

資料の提供について対応できるため、準備したい。

鈴木智委員長

各委員にお諮りする。

今の資料を求めることでよいか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

鈴木智委員長

資料提供をよろしく願う。

宮本しづえ委員

本会議でも指摘した件だが、大熊町の国直轄除染について、清水建設(株)が請け負って(株)相双リテックが下請で請け負ったとのことだった。この事業費の流れがどう考えても異常だと思えない。(株)相双リテックが請け負った事業費は106億円で、そのうち56億円が純利益として計上され、その中で43億円、全事業の売上高の4割が役員報酬として役員の手に入ったとの流れである。このような状況でまともな除染がされたとは到底思えない。なぜ生活環境部長が適正に行われたと思うと答弁したかが理解できないため、その辺をもう一回説明願う。

生活環境部長

大熊町における直轄除染事業については、環境省によれば、基本的には施行に必要な費用を積算基準に基づいて積み上げ、予定価格を設定した後、法令に従って競争入札を行うことにより発注されている。また事業は契約書記載の工期内に完成しており、検査された上で竣工していると認識している。

宮本しづえ委員

それは書面上の話である。事業費の4割が役員報酬という、このような事業費があるのか。表面上だけ見れば、期限内に竣工して工事検査もパスしたので適切に行われたと思うと言わざるを得ないのかもしれないが、裏で事業費の配分が明

らかになって、経理上会社が役員報酬を計上しており、それも適切だと県が言ってしまってよいかとの問題である。この件について適切な事業が行われたか、もう一回国に確認すべきと思うが、どうか。

#### 生活環境部長

除染事業については、直轄事業であり、受注者である元請企業が必要に応じて下請企業と契約を締結している。元請企業と下請企業間の取引について発注者が直接関与するものではないというのが基本的な考え方であると、国では大臣等が発言しており、県としてもそのように考えている。

#### 宮本しづえ委員

元請と下請は民々の関係だからなかなかそこに介入できないのだろうが、異常な関係になっていると思う。さすがに清水建設（株）はもう（株）相双リテックには発注しないと断ったそうだが、それにしてもひど過ぎる。これによりどういった形で影響があらわれるのか、本当に大熊町できちんとした除染が行われたのかが一番心配である。復興拠点の除染であり県民がそこに住むことになるため、県は大熊町に行き、除染の結果、線量がどうなったか調査すべきだったと思うが、そういったことを行っていないか。

#### 環境回復推進監

直轄地域の除染については、基本的に国が発注して事業を監督している。ただ、除染の初期には直轄除染で問題が出たこともあり、県では直轄除染の現場に直接職員が行って施行状況を確認している。また、ほかの町村にはなるが、町役場でも現場に行き、その後検証委員会を行い、それぞれ自分たちの地域が適切に除染されていることを確認している。

大熊町の現場についても県の職員が入って状況を確認している。全体を確認することは到底できないが、抜き打ち的に入り、除染が適正に行われていることを担保している。

#### 宮本しづえ委員

直轄除染はこれから復興再生拠点の除染が本格化するため、このようなことがないようにしっかり国にも要望してほしい。

また、市町村除染についてはほぼ終了となるが、被曝の森という番組で、森林除染の実態が研究者の調査結果から明らかになり、森林の放射能の9割は今土壤にあるとのことだった。土壤から吸い上げるのも樹種によって吸い上げ方が全然違う、樹木の中心部は大丈夫だと言われてきたがヒノキはそうではないなどさまざまな実態が明らかになりつつある。

今後、森林除染についてはどのように考えたらよいか。県内の除染で今残っているのは森林やため池といった部分である。県土の7割近くは森林であるため、森林の除染については汚染の実態を踏まえて一定の考え方を取りまとめていく必要があり、しっかり国にも除染の基準を示すように求めていかなければならないのではないかと。県としては今どういった段階にあるか。

#### 環境回復推進監

面的除染については、県民の健康に影響がある部分として、まずとにかく住民が居住している近くを最優先で除染することによって県民全体の被曝量を下げることを進めてきた。一方で、委員指摘のとおり、県土の多くを占める山林については、表土を剥ぐといった従来の手法で除染を行うと逆に環境を致命的に破壊してしまう。

山林は保水や県土の保全といった非常に重要な役割を持っている。最近の福島大学の研究成果では、森林にとどまっているセシウムは下流部にほとんど出てきていないとのことである。そのため、当面の人体に対する危険についてはある程度回避されている部分もあるが、本来の意味で県土の環境を回復するためには、森林の除染をどうするかであり、技術的

にも非常に難しい。

これを国も検討しており、また、県においてもとにかく森林の除染の方針、技術的な開発を急いでほしいと機会を捉えて国にお願いしている。特に今回、帰還困難区域の特定復興再生拠点の関係で優先順位の高い地域をどのようにしていくか、知見を積み重ねることで、一日も早く県内の森林除染の方針を示してもらおうことを引き続き国に訴えていきたい。

佐藤雅裕副委員長

省エネに関して、議案でも質問があり、少し違和感がある部分があった。LEDについて基本的には確かに施設管理課で設置していると思うが、フロアごとにどの程度の割合で行うとの目標は把握しているか。

環境共生課長

生活環境部では環境管理の事務局として全庁的な省エネに関する管理をしており、各部局でつくった計画をまとめ、これだけ温室効果ガスを減らすとの目標を掲げている。総務部の施設管理では結果こうなっている、土木部の営繕ではこのような施設改修をしていくなどそれぞれ計画が出てくるため、我々は打ち合わせの中でそれを勘案しながら、どのくらいできるかの最終的な計画をまとめていく。生活環境部が省エネやエコカーの導入といった全庁的な温暖化対策を引っ張っていききたい。

佐藤雅裕副委員長

まとめ上げてと引っ張っていききたいとの言葉の差だと思う。追加的に県で導入される省エネの中身は当然県独自で進めていく意思だと思う。それに関して各部門で取り組んでいるものを取りまとめて進めるのではなく、目標を達成するためにどれだけ取り組まなければいけないかは上から落とし込んでいかないと進まない話である。生活環境部として、各部局において今年度予算案でどれだけのLED対策が進められるかをきちんと把握しているか。

環境共生課長

LED化については、総務部施設管理課より、新しくできた北庁舎や本庁舎、西庁舎の改修でLED化を進めていくとの情報を得ており、また我々も、先日述べたが、一番省エネ効果が高いものがLED化であるため、50万円程度でLED化を中心に各学校や警察署に省エネアドバイザーを派遣し、つくってもらった改善案に基づく奨励を進めているのが実態である。

佐藤雅裕副委員長

流れが逆である。説明はわかるが、目標に対してどれだけ取り組めば達成できるか。新年度予算で土木部にどれだけ取り組んでもらわなければいけない、施設管理課にことしこれだけ取り組んでもらわなければ目標までいかない。そういった進め方によりきちんと把握しているかをもう一度聞く。

環境共生課長

省エネについては県全体の計画をつくっており、庁舎の計画もつくる義務があるため、庁内のエコオフィス実践計画をつくり、その中で目標値を掲げている。各部局にも部局単位で目標を作成してもらい、報告を受けて目標に基づき達成していく。委員指摘の予算との関連については、各部局でつくった目標で部局の省エネも進め、施設改善が必要であれば施設改善を進めてもらうスタイルで今は計画を実行していきたい。

佐藤雅裕副委員長

堂々めぐりになりそうなので言わないが、具体的な数字ではなくグラフから読み取るに、多分、追加的な省エネ削減分は4、5%であり、これを削減するのに県施設やいろいろな部が絡んでくると思う。生活環境部で各部局がこれだけ予算をとらないとこの数値は行かないといった考え方の中心になって旗を振ってもらわなければいけない。ぜひよろしく願う。

これはLEDだけではなく、ZEB（ゼロエネルギービル）、ZEH（ゼロエネルギーハウス）についての考え方も一緒だと思う。これだけ計画的にやらないとこの数字は達成できないと各部局に伝えなければいけない。よくPDCAと言うが、各部局から積み上げたのでは何%に対して何%というだけで終わってしまう危惧があるため、しっかりやってほしい。

#### 渡部優生委員

中間貯蔵施設の用地取得関係について確認する。部長説明にも進捗状況が詳しく書かれており、地権者については59%、用地面積については53%とのことで約半分である。町が受け入れを表明してから用地交渉に入って既に4年ほどたっていると思う。これまでも所有者が不明である等さまざまな原因があるが、改めて今後の見通しについて聞く。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設用地の今後の取得見込み等について、まず、委員指摘の連絡先が把握できていない地権者は現在、全体の登記記録上、約470人いる。多くは死亡している場合で410人、また、登記記録の所有者の記載が氏名のみの場合や登記名義人が戸籍に該当しない場合がそれぞれ約30人いる。こちらはなかなか時間がかかるが、国で町とも協力、相談しながら進めている。

一方で、取得率が現在約半分とのことであるが、平成26年末に事業の受け入れから地権者説明会を経て用地交渉を行ってきており、契約面積は2月末現在で約844haである。地権者と連絡、調整を行っているが、まずは物件調査をすることについて了解を得ることとしており、現在、その物件調査も約1,620件、面積で1,160haが終了しているため、順次、補償額を提示しながら進められる見通しと考えている。先ほどの取得率五十数%についてだが、町有地等の公有地の取得はまだこれからであるため、現在契約になっているところは全て民有地である。民有地は全体1,600haに対して1,270haになり、民有地ベースでは現時点でも約67%、物件調査済みの割合では全体の約73%となっているため、ある程度まだ時間を要するところがあるものの、順次、進んでいくと認識している。

#### 渡部優生委員

実際の量を搬入できるだけの面積が確保できるかが一番大事だと思う。その点、不明の方については実際行き詰まってしまう。これは中間貯蔵施設に限らず日本全国にこういった土地が多いことが今社会問題にもなっているぐらいで、特別法などで対応しないとできないと思うが、今は間に合わない状況である。そうなってくると、この410名について土地の取得は非常に困難と言わざるを得ない。

地権者が反対しているわけでもなく、いないだけであるため、土地収用法も無理で、その回答もできない中で、この部分について県として扱いをどうするのか。また、前段述べたとおり、その方を除いて全部取得可能だとして絶対量を搬入する面積を確保できるか、量と面積の関係について聞く。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

まず連絡がつかない方や不明なところについて、逆に連絡がとれている方の面積は全体に対して97%になっている。もう一点、今後の中間貯蔵を行うに当たって必要な面積、貯蔵容量を確保できるかだが、現在も国で事業方針を示すときに、2期工事、3期工事と取得用地の状況によって貯蔵施設の容量の数字が変わってくる。国と協議、打ち合わせを行っているもののまだ数値は確たるものになっていない。しかし、連絡がとれている方が97%との状況も含めて、事業方針、当面

5年間の見通しで示されている事業は、かなり実現化する可能性があり、十分対応していける感触を得ている。

#### 渡部優生委員

多分、実際にはやってみないとわからない、流動的なところがあると思う。県からことしまで10名ほど用地交渉員として送り込んでいるとのことで、頑張っているのは十分わかるが、相当な地権者がいるため対応できるだけのマンパワーがしっかり確保されているのか。もし足りないのであれば、10名だけではなくさらに県職員を派遣するか、ほかに委託する必要性もある。その辺についてはどうか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

県から10名を派遣して現在対応している環境省の環境事務所での用地業務に関する体制についてである。今年度は、環境事務所も10名増員して120名体制で実施しており、先ほど説明したように、現在契約に至った案件だけではなく、その後その他の地権者とは物件調査、またその調査を終了してからの補償額の算定といった部分が順次進んでいる。環境事務所や派遣している職員とも話をする機会があるが、一定の必要な業務に関するピークは今年度で相当程度成果が上がっている状況と確認している。

## ( 3月13日(火) 企画調整部)

#### 宮本しづえ委員

企画2ページ、避難者支援の事業について聞く。ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業とふるさとふくしま交流・相談支援事業があり、同じぐらいの金額だが、中身を具体的に聞く。

#### 避難者支援課長

まず、4番のふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業については、当課と生活拠点課で所管しており、主に3つの事業から成っている。1つ目は住宅確保支援事業、2つ目は民間賃貸住宅等家賃補助事業、3つ目はふるさと帰還促進事業であり、先日の求めにより委員会に本日資料を提出した事業が3つ目の事業になる。当課に関するものはふるさと帰還促進事業であるため説明する。

この事業は、避難指示解除区域への住民帰還を促進するため、市町村が実施する移転費用の補助事業に対して、県が定める要件の範囲内で市町村へ補助金を交付するものである。対象となるのは平成27年9月5日以降に避難指示が解除された8市町村であり、今年度は6町村が対象となっていたが、来年度は南相馬市と川俣町が加わると想定している。金額は7億円のうち1億3,835万円を計上している。

また、5番のふるさとふくしま交流・相談支援事業については、県内外で避難者支援をする団体に対して補助金を交付する事業と、我々が全国26カ所に設置した生活再建支援拠点や復興支援員の委託経費になっている。こちらは合計で約8億3,000万円となっている。

#### 生活拠点課長

4番のふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業のうち2つの事業について説明する。

まず一つは民間賃貸住宅等家賃補助事業である。これは昨年3月に避難指示区域外から避難していた世帯への仮設借り上げ住宅の供与が終了したことから、今年度4月以降、民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対して家賃を補助しており、平成30年度も引き続き家賃の一部を補助するものである。補助期間が今年度と来年度の2年間で、今年度は家賃の2分の1、1月当たり最大3万円、2年目の30年度は家賃の3分の1、1月当たり最大2万円を計上する。



これが大体5億4,033万2,000円となる。

もう一つは避難者の住宅確保支援事業である。これも昨年3月に応急仮設住宅の供与が終了した中の一つで、国家公務員宿舎の継続入居を支援するために締結していたセーフティーネット使用貸し付け契約に関する経費である。具体的には、29年4月以降も国家公務員宿舎で避難生活を継続する必要がある一定の要件を満たす世帯に対して、県が国から有償で借り受けて有償で貸す仕組みで、対象世帯143世帯を想定し、今回4,540万4,000円を計上している。

#### 宮本しづえ委員

生活拠点課の民間賃貸住宅の事業について、新年度は限度額2万円とのことである。たしか今年度の対象件数は約2,000戸だったが、新年度はほぼ同じ戸数と考えてよいか。また、公務員住宅の宿舎についてはいつまでになるか。

#### 生活拠点課長

民間賃貸住宅家賃補助事業の件数は今年度約2,000件でほぼ想定どおりの件数となり、来年度も同数を想定して見積もっている。

もう一つの国家公務員宿舎のセーフティーネット使用貸し付け契約だが、これも今年度と来年度の2年間に限って国から借り受けており、来年度で終わりとなる。

#### 宮本しづえ委員

どちらの支援も来年度で終わりとのことだが、実際支援を受けているのは民間賃貸の家賃補助が2,000戸で公務員宿舎が143戸、計約2,140戸となる。新潟県の避難者の実態調査では自主避難者の8割は戻っていないため、何の支援も受けずに避難を継続している方も相当いると思う。そういった方々がこの支援の対象にならない理由はどのように把握しているか。

#### 生活拠点課長

この民間賃貸住宅等家賃補助事業については一定の要件があり、経済的に困窮しているといった収入要件を設けていることが一つ、また、基本的に昨年3月、4月以降も同じ避難を継続する、例えば新潟県にいた方が山形県に行くのは避難ではないといった一定の居住要件を設けているため、2,000件となっている。そのほかに子ども・被災者支援法に基づいて、公営住宅の優先入居もお願いしており、公営住宅に入った方については、家賃が収入に応じたものになっているため、この事業の対象外となっている。こういったことで数が違っていると考える。

#### 宮本しづえ委員

公営住宅の入居で母子が離れて避難している場合であれば収入基準は2倍にしたとのことだが、実際にはこれだけの支援しか行われていない。基準そのものが本当に適切か、見直しをかける必要があると思う。東京都の東雲住宅に入っている方で家賃が10万円ほどになってしまうとのことである。今、県で設けている収入基準では家賃の支援対象にならない人でも、実際家賃を払った後に残った収入ではかなり生活的に厳しくなってしまう。家賃支援の枠組みをかなり幅広く見たとのことではあるが、それでも線から外れた世帯の生活実態は相当厳しいのではないか。このことについてはどのような認識を持っているか。

#### 生活拠点課長

この事業をつくる際にいろいろ検討したが、応急仮設住宅の供与終了後の生活再建に向けて、一定の基準設定が必要と考えた。避難指示区域外については平成29年3月で仮設住宅の供与を終了すると決めたのが27年6月で、当時は応急仮設

の供与は1年を限度に毎年更新しており先が見えないとの話があったため、先ほどの国家公務員宿舎のセーフティーネット使用貸し付け契約もあわせて28～30年度の3年間で将来の見通しを立ててほしいと考えている。

宮本しづえ委員

公務員住宅については家賃補助ではないため、先ほど私の質問が適切でなく申しわけない。ただ、県が財務省から借り上げて避難者に貸す形であるために東雲住宅では大変高い家賃が設定され、負担になっていると思う。

民間家賃の補助について、ことしは限度額2万円だが、実際に避難者が補助を受けながら払っている家賃で一番高い方はわかるか。

生活拠点課長

一つ一つ見ているわけではないが、上限が今年度3万円で、2万円台が結構あるため、平均としては6万円までいっていないと思う。上限については把握していない。

宮本しづえ委員

2分の1の補助で3万円になっていないため、6万円までいっていないとのことである。ただ、高いところも相当あるため、制度そのものの見直しを図りながら避難を継続している方については引き続き何らかの支援をする枠組みを検討すべきである。今回の予算では計上されていないため、なお見直しを求めて要望としたい。

ふるさとふくしま交流・相談支援事業は、支援するNPO団体と全国26カ所の支援拠点の運営費とのことである。これはどこに委託して拠点事業を行っているのか。また、全国26カ所について新年度も数は変わらないのか。

避難者支援課長

この事業は県外、県内の支援団体が行う事業に対する補助と、我々が全国26カ所で行っている相談事業や復興支援事業を委託している経費が主なものになる。質問は26カ所の件だと思うが、福島市にある（一社）ふくしま連携復興センターに委託し、全国26カ所のNPO団体に拠点を設けてもらって事業を行っている。数は今年度26カ所だが、来年度も同数の予定で進めたい。

宮本しづえ委員

働いている人の名称は何か。

避難者支援課長

26カ所の相談拠点と、復興支援員があるが、26カ所のほうでよいか。

宮本しづえ委員

よい。

避難者支援課長

相談の窓口を拠点と呼んでおり、正式名称は生活再建支援拠点である。実際は全国に存在するNPO団体が実際の事業を行っている。

宮本しづえ委員

実際相談に当たる人についてである。

#### 避難者支援課長

説明が足りず申しわけない。

全国26カ所の事業と復興支援員は別になっており、まず全国26カ所の相談拠点は、我々が（一社）ふくしま連携復興センターに委託して、そこが全国のNPOに対して再委託して相談窓口を設置している事業である。その相談窓口を生活再建支援拠点と呼んでいる。

復興支援員については、近隣9都県の団体に対して避難者を戸別訪問する事業を県が直接委託しており、その名称を復興支援員と呼んでいる。

#### 宮本しづえ委員

本会議で避難者の実態をきちんと把握すべきではないかと述べたときに、知事から相談対応や支援員を派遣して戸別訪問をしているとの回答があった。これについてはこの事業と一緒になのか、どの部分と一緒になのか。また、年間で訪問する実際の件数はどれぐらいか。

#### 避難者支援課長

先日、知事の答弁で、復興支援員による戸別訪問や生活再建拠点での相談対応との表現を使っていたが、今述べた2つの事業について答弁した。復興支援員は、実際は新潟県が年度途中で契約終了して4月から再開するものの、今のところ近隣9都県を目標にしており、正確な訪問回数は持ち合わせていないが、28年度は3,000件ほどを訪問していたと思う。

#### 宮本しづえ委員

訪問が必要な対象はどのように選別するか。

#### 避難者支援課長

訪問に関しては、各都県に派遣している駐在員と一緒に、例えば仮設住宅の共用名簿や各県で持っている名簿、避難先のデータをもとに訪問している。ただ、回ってもいない方も多くいるため、実際の訪問はそのうちの何割かとなる。

#### 宮本しづえ委員

回った実績として3,000件と理解する。まだまだ県外に多くの方々が避難している状況が続いている。自主避難者もいればそうでない避難者もいて、これからも長期に及ぶので、丁寧な訪問と支援が必要と考える。むしろ個別に抱える課題が複雑になってきており、より丁寧な支援が求められている。

自治体によっては、避難している当事者からもう来なくてくれと言われたとのやりとりも議会の中である。避難者が本当は一番避難元とつながっていたいと思っているはずなのに、そのような話が出てくる背景は何かと考えてしまった。しかし、そのような理由で、町が行ってきた復興の支援員の配置をやめる自治体がある。県としては丁寧な訪問を続けてほしいため、縮小ではなくむしろ拡充する方向でしっかり取り組んでほしい。

企画6ページ、電源立地促進費の110億円について、市町村に交付される分と県に交付される分があると思う。県と市町村に分けるとどういった金額になるか。

#### エネルギー課長

電源立地促進費の1～5番の使い道について、まず、概要を説明する。

1 番の発電用施設周辺地域振興費は、国から交付される電源交付金を財源として主に県有施設の維持補修費に充てるために使うものである。2 番の原子力発電施設等周辺地域振興対策費は、原子力発電所が立地している市町村と近隣の市町村の一般家庭及び工場等に対する電気料金の実質的な割引を行うための制度である。3 番目の市町村電源立地地域対策費は市町村に配分される補助金で、内訳が3つある。火力発電所の新設、水力発電所の立地、もう一つは電力移出県等交付金という県内の発電量に応じた交付金があり、県内32市町村に交付される。4 番目の市町村特定原子力施設地域振興費は主に市町村向けのソフト事業とハード事業、県の補助事業等に充当されるものである。5 番目の特定原子力施設地域振興費は1 番と内容的には同じで、主に県有施設の維持補修の財源として使う予定であり、もともとの交付金の種類が違うため別になっている。

宮本しづえ委員

この中でいわゆる一般財源に近い形で比較的自由に使えるものはどれか。

エネルギー課長

2 番については電気料金を契約している一般家庭、工場等への支出となるため、直接自治体は絡まない。実際市町村が使用する財源としては3、4 番になる。

宮本しづえ委員

3、4 番は市町村の自由な財源として使ってよいと確認した。

エネルギー関係で企画8 ページ、一番下の段に再生可能エネルギー導入普及促進費98億円がある。1 番が再エネの普及拡大のために例えば個人がソーラーを入れるといったものに補助される事業と理解した。この8 億9,000万円と3 番の再エネの復興支援事業、送電線設備の補助がわかりにくい。再エネに取り組むときに、事業者が送電網に接続するために負担金を払わされてなかなか大変だと聞く。この補助と負担軽減とはどういった関係になるのか、この点もあわせて聞く。

エネルギー課長

まず1 番のチャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業だが、この金額の中で大きなものは、委員指摘のとおり、住宅用太陽光の一般家庭向け設置補助である。また、それ以外にも地域参入型再エネ導入支援として、太陽光に限らず小水力、バイオマスといった県内事業者が取り組む再エネについて導入の可能性調査と設備導入の2 種類について補助を行っている。

また、3 番の再生可能エネルギー復興支援事業は国の補助金をベースとしており大きく2つある。1つ目は経済産業省の92億円の補助金を基金化して運用しているもので、それをもとに浜通り地方で風力1 件とその他メガソーラーの設備導入に対する補助を行うものである。もう一つは、現在整備を進めている共用送電線の整備に対する補助及び共用送電線に今後連携していく予定の各発電事業、主に風力と太陽光になるが、そちらの事業者の設備導入に対する補助を行う事業である。

宮本しづえ委員

送電線の設備に対する補助は風力やソーラーとのことだが、これは誰が行っても補助対象になるのか。

エネルギー課長

共用送電線の整備については、一般的ではないが、通常の電力会社でも送電線のないエリアで発電したい場合にあらかじめ発電を希望する事業者を集めて負担金を募り、整備していく募集プロセスという方法がある。今回の共用送電線につ

いては、その方法を国の補助金を得て県が主導して行っているもので、補助先として同じように共用送電線を整備する会社はあるが、それとあわせて送電線にあらかじめ連携する事業者も送電線の整備会社と一緒に募集することになっている。参画する予定の方々で負担金を出し合って共用送電線を運営しながら発電していく仕組みになっているため、そこに参入しないと補助対象にはならない。

宮本しづえ委員

これは申請すれば誰でも入れるものなのか。送電網に接続するための負担がかなり大きく、接続までの距離が長ければどうしても設備投資が多くなり、再エネの一つのネックになっていると思っていた。その一環の補助であり、誰でも参入できる仕組みでなければおかしいと理解してよいか。

エネルギー課長

実際に補助とは関係なく再エネ発電を実施しようとした場合に、本県だと基本的には東北電力(株)への連携となるが、東北電力(株)で整備されている送電線までの距離が遠い場所で発電すると、そこまでつなぐ線は事業者の自営線として整備してもらい、原因者負担が基本になっている。その負担が場合によっては事業性に影響するとのことだが、これは日本全国どこでも同じ原則で行っている。

今回の共用送電線については、本来であれば電力会社で整備できれば一番よいが、阿武隈山系である程度太い送電線が全くないため、電力会社では採算性の問題などがありそう簡単には敷設できない。そのため、県の再エネの大量導入に際して、先ほど述べた事業者を募って共同で負担する仕組みをつくって整備するとのことであり、必ずしも先ほど述べた自営線に補助する趣旨ではない。

宮本しづえ委員

そういった趣旨ではないようだが、今年度の再エネのさまざまな事業を通して本県で必要なエネルギー量の100%との目標に照らした場合、新年度末までにどの程度までいく見込みか。

エネルギー課長

2016年度末の数字で28.2%まで来ている。これは2040年ごろに県内需要に相当する100%を目指すとの目標に対しての数字だが、単年度の細かい数字はなく、当面の想定としては2020年度までに30%程度到達したい。

宮本しづえ委員

そこは何かいきそうとの見通しだと思う。再エネの普及は、個人の太陽光など小規模なものをどんどん推進できる積極的な施策が必要ではないか。大規模なものは環境問題でも住民の不安が大きいため、より身近なところで推進する事業にもっと力を入れていく必要がある。もっと積極的に推進してほしい。

企画10ページ、生活拠点事業費は復興基金の積み立てと生活再建の支援事業に充てるとのことだが、県が東京電力から来年度までの家賃賠償分を寄付金として受けて、家賃を支援する事業だと思う。対象の世帯数はどれぐらいになるのか。これまでの東京電力の家賃賠償の年間額とほぼ同程度の金額と考えてよいか。

生活拠点課長

今回新しい事業として、避難市町村生活再建支援事業で家賃の支援を行う。今まで、東京電力の家賃賠償の実態について我々は全く把握していないところ、東京電力とやりとりしており、推定では7,300世帯との話である。基本的には平成30年3月末現在で家賃賠償の対象となっている世帯を見積もって対象としている。

宮本しづえ委員

これは単年度事業になるのか。仮設借り上げの期間が来年3月まで延びた地域が対象になるとの説明もあったが、帰還困難区域はそれ以降も延長される地域が出てくるし、浪江町や富岡町はどうするのかとなる。そういった地域の分と、この57億円の関係はどのように考えればよいか。

生活拠点課長

そもそもこの事業のきっかけとなったのは、応急仮設住宅の供与が昨年8月に平成31年3月まで延長されることになったことと、東京電力の家賃賠償を受けられるのが30年3月までとされていることで、1年の差が出てしまうため、国が地域に合った対応をするように話をしたところ、今回の話が合った。基本的に応急仮設住宅の供与延長は31年3月までしか決まっていない。その後については今後判断するため、そういった意味でこの事業では応急仮設住宅の供与期間とのバランスを踏まえ、当面、来年度1年間で構成している。

宮本しづえ委員

確かに仮設の延長は1年しか国が認めていないため、そういった措置である。しかし、少なくとも帰還困難区域が来年3月で終わりということはあるし、そうなったときには、本来なら家賃賠償も継続されなければいけないはずである。ただ、家賃賠償は一律にことしの3月で、多分地域の区別なく終わりにされてしまっており、その先延長される地域の賠償がどうなるかいま一つ見えないと思ったため聞いた。県がいつの時点で1年延長を決めるかはこれからの話だとしても、延長された場合に対応する区域については、東京電力がまた県に寄附金を出す約束などがあるのか。

(「一般的事項である」との声あり)

鈴木智委員長

明日、質問願う。

鳥居作弥委員

同じ企画10ページ、携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業について、本会議での部長の答弁で不通話地区は125エリアが解消済み、新年度は7地区で申請があるとのことだが、この合計132地区の分母を聞く。どのくらい不通話エリアがあるか。

部参事兼情報政策課長

携帯電話の不通話地区の状況だが、現在32市町村151地区が不通話となっており、整備済みの125地区は平成28年度までの実績である。今年度の当初予算で11カ所について予算化しており、151地区からそれを差し引いた数がまだ残っている。

鳥居作弥委員

ある程度終了に向かっている状況か。

部参事兼情報政策課長

来年度の7地区は補助事業で取り組む地区で、これ以外に事業者がみずから取り組む箇所もある。この2通りの方法で解消に努めており、今すぐ全部とはならないが、少しでも早く解消したい。

鳥居作弥委員

残っているエリアの市町村から要望がないとすると、なかなか要望を出すに至っていないとの状況が多いと思う。多分業者と一番直接話しているのが県であるため、一般質問で答弁があったように、連携を密にすることを肝に命じて、少し県から情報提供しながら、不通話エリアを1日でも早く解消できるように努力してほしい。

企画18ページ、ふくしまチャレンジアスリート育成支援事業は、非常に優秀なスポーツアスリートに対して育成を支援する事業だが、平成29年度はどういった方が対象になったのか、具体的に聞く。

スポーツ課長

この事業については、各種大会で活躍を目指すアスリートで、特に、まずは全国レベルを目指す部分がほかの事業との違いであり、育成を含んで事業が構築されている。具体的には、国民体育大会でいえば41の競技があるが、その中の22の競技団体に対する育成強化事業になっている。

また、東京オリンピック等に女子アスリートが参加する多くの競技種目が出てきているため、前倒しとして、今まで本県では余り普及していなかった女子アスリートについて8競技を指定して、育成強化を行う事業である。

鳥居作弥委員

具体的に選手に対しての育成強化ではなく、競技全体としての育成ということか。

スポーツ課長

この事業においては、22の各競技団体が選手を指定して支援するが、指定選手は基本的に国民体育大会を目標にする。したがって、別にあるオリンピック等世界を目指す事業とは別の事業となる。

鳥居作弥委員

とりあえず国体なのだろうが、その先にオリンピックがあると思う。先ほどの答弁で22競技、女子でも8競技があるとのことだったが、例えば今近隣の平昌でパラリンピックが行われており、きのうも成田緑夢選手が銅メダルをとった。オリンピックもパラリンピックもメダルに大して差はない。そういった中で、支援する側としても、強化にいろいろと問題があるだろうが、障がい者に対しての支援もこの枠でできれば素晴らしいことだと思う。それも含めて今後何か対応策があれば聞く。

スポーツ課長

最初にあったチャレンジアスリートも上位大会を目指す点で変わりはないが、障がい者スポーツでさらなる上の大会を目指すアスリートに対する支援事業が、Jアスリート育成支援事業である。これは2020年東京オリンピックに本県ゆかりの選手を数多く輩出しようと始まった事業であるが、障がい者スポーツにおいてもパラリンピックがあり、平成29年度よりパラアスリートの育成支援についても新規で含まれている。

鳥居作弥委員

事業が同じかどうかは別として、同じような支援を受けられるのであれば本当に素晴らしいことである。東京オリンピック・パラリンピックが2020年にある中で、健常者と障がい者に分け隔てなくスポーツ環境を提供できる環境づくりは必要であるため、これからもオリンピックだけではなくパラリンピック、健常者だけではなく障がい者に対しても引き続き気配りをしてほしい。

#### 渡辺優生委員

何点か質問する。

まず企画5ページ、福島イノベーション・コースト構想推進事業については、企画調整課が中心となって推進体制を整えていくとの説明があった。先ほどの説明だと交流拡大することだったが、企画調整部がこの予算で平成30年度にしようとしている仕事はどういったものが入っているのか、改めて聞く。

#### 企画調整課長

この事業の内容は、委員指摘のとおり産業集積や先端農業の導入等は各部で計上しており、企画調整部で計上しているのは、福島イノベーション・コースト構想全体の推進に係る事業である。

主な内容として、一つは国や市町村、関係団体と連携を強化するための事業として、担当者レベルの施策を情報共有する場の設立に必要な予算を計上している。また、交流人口拡大については、福島イノベーション・コースト構想関連の拠点や新しい取り組みを視察したい方が県内にたくさんおり、そういった方をツアーの形で案内するコンシェルジュを設置する費用などを計上している。

また、情報発信について、福島イノベーション・コースト構想を県民や県外の方々にわかりやすく発信する事業に加え、実際に地域に企業を誘致するに当たって必要な情報を県で集約して、積極的に発信していきたい。具体的には、企業の方が進出するに当たって、社員を住ませるのに生活環境がどうなっているか、病院は再開しているか、買い物する場所はあるかといった情報を知りたいため、そういった情報を積極的に企業に発信していく取り組みを、インターネットなども活用しながら行っていきたい。

#### 渡部優生委員

福島イノベーション・コースト構想自体が、恐らく我々議員でも正確に説明できる人がいないのではないかとというぐらい非常に多岐にわたっており、県民は特に何をやろうとしているのかよくわからないとのアンケート調査結果もある。県を挙げて取り組む事業であるため、新年度進めていくに当たって県民がなるほどわかる情報発信、中身の説明が必要になってくるのではないかと。

そこをどう取り組んでいくのが一点と、平成30年度も約700億円と考えると、福島イノベーション・コースト構想の枠がまずあって、中身を見るとアーカイブや復興公園、道路建設予算と本当にいろいろなものが入っている事業だと感じる。さらにわかりづらい中身になっているため、一つ一つの事業の必要性を説明できる形で発信していかないと、双葉地方でやるものは全部福島イノベーション・コースト構想に入れているイメージがどうしてもある。特に県民がよくわからない形になるため、誤解を受けないように工夫すべきだと思う。この辺について、考えがあれば聞く。

#### 企画調整課長

1つ目の情報発信について、わかりやすい情報発信に努めているが、来年度に例えば県民向けのシンポジウムやビジネスマッチングを各地域で開催するため、その中で福島イノベーション・コースト構想がどういった中身なのかを工夫してわかりやすく発信していきたい。また、県民向けのパンフレットを作成したり、ホームページもわかりやすいように見直しを考えていきたい。

700億円については、先日、県の予算を発表したときに福島イノベーション・コースト構想の関連予算として紹介したものである。平成29年度予算でも30年度予算案でも700億円となっているが、枠としてキープしているものではなく、各局で福島イノベーション・コースト構想に関する予算として計上しているものを企画調整部で取りまとめたところこの金額になった。いろいろな事業を行っている中で、関連として道路整備等の予算も含まれており、わかりにくいとの指摘



があったため、来年度以降見せ方の工夫を考えていきたい。

#### 渡辺優生委員

指摘をぜひ取り入れながら工夫してほしい。

企画7ページ、地域創生総合支援事業については、サポート事業として県内のいろいろな地域で民間の方々が行う事業に対して補助するため、効果的で、実際に使っているの方々からもありがたがられる事業だと認識しているし、発展的な事業で現在は補助の仕方が6つあり、さまざまな市町村や民間企業、集落で補助の仕方も工夫しながら発展してきたと思う。それに伴って予算規模も毎年少しずつふえてきていると感じるが、平成30年度にどういった視点で進めていくか。また、中身についてもあわせて聞く。

#### 地域振興課長

地域創生総合支援事業について、まず中身は大きく2つの事業に分かれている。一つはサポート事業で、5つの枠と1つの事業から成っており、民間団体を対象とする一般枠、市町村を対象とする地域創生・市町村枠、県で取り組んでいる健康運動に資するための健康枠、過疎・中山間地域の集落を活性化させるための過疎・中山間地域集落等活性化枠、地域資源を活用した事業化を推進するために地域資源事業化枠の5つと、地域づくり人材育成事業としてふるさと創生塾を考えている。

もう一つは県戦略事業で、各地方振興局が地域の実情に即した形で柔軟かつ機動的に実施するものであり、震災に伴う課題に対応する地域経営事業、過疎・中山間地域の振興を図る過疎・中山間地域振興事業、年度途中に発生する突発的な課題に対応するための地域連携調整事業の3つから成る。

地域創生総合支援事業は住民主体の地域づくりを推進するためにできるだけ使い勝手のよい、地域の取り組みが進む形で事業構築していきたいと考えており、各地域特有の課題に対応できるように進めていきたい。一方で、総合的に県全体の事業が進むよう、年度が始まる前に地域振興課として各振興局に採択方針を提示しており、来年度に向けては、ことしが戊辰150周年の年に当たるため、そういったことを優先的に採択する方針を出し、県全体の地域づくりの取り組みを進めていきたい。

#### 渡辺優生委員

地域創生総合支援事業は、いろいろな例を検証してみると、3年間行った後しばらくは続けるが、継続していないところも結構多くあることが実態のようである。継続性は地域づくりにとって大事であるため、そういったフォローも制度の中で今後工夫していくべきだと思うが、考えがあれば聞く。

#### 地域振興課長

サポート事業については期間が原則1年で、継続性が認められる場合は最長3年まで認めており、各振興局では、3年経過後4年目以降継続しているかの調査を実施している。いつまで継続しているかとの問題もあるが、昨年度の調査だとその時点で継続している事業は6～7割あり、振興局ができるだけ長続きする事業を工夫して採択している取り組みもある。委員指摘のとおり、長く継続する事業構築を申請や実施段階で指導していきたい。

#### 渡辺優生委員

ぜひそのように願う。

企画8ページ、定住・二地域居住推進費について聞く。これは企画調整部としても力を入れている事業と認識しているが、平成30年も2億4,000万円の費用を投じる事業であるため、費用対効果の部分で実績がどうなのか。1番と2番があ

り、先ほどの30歳の同窓会もこの中に入っているか。その辺も含めて中身について改めて聞く。

#### 地域振興課長

まず、定住・二地域居住を推進する事業としては2番の「福島に来て。交流・移住推進事業」になる。県として定住・二地域居住については受け入れ態勢の強化、受け入れ環境の整備、福島の魅力の情報発信の3つの視点で取り組んでいる。

受け入れ態勢の強化については、1つ目に首都圏相談体制の強化として、現在ふるさと回帰支援センターに移住相談員、東京事務所に移住推進員を1名ずつ配置しているが、新年度は各2名に拡充したい。2つ目に情報発信力の強化として、昨年12月に設置したミデッテの定住・二地域居住情報コーナーの充実を図るために、(公財)福島県観光物産交流協会に業務委託し、兼務職員にはなるが2名を配置して相談体制の強化を図りたい。3つ目に今年度と同様だが各地方振興局に移住コーディネーターを配置して、市町村や受け入れ団体とともに受け入れ態勢を整備する。

もう一つ、「福島に来て。」頑張る地域応援事業があり、これは仕事に関する情報収集や空き家バンク、空き家相談体制の整備、移住セミナーの開催やお試し住宅の利用による交流促進など、移住者受け入れ団体が行う移住に関する活動を支援する補助制度である。

次に、受け入れ環境の整備としては、「福島に住んで。」移住者雇用創出応援事業で、市町村が出資する団体等が移住者を雇用し、地域課題に取り組む事業や設備投資に対して、その費用の一部を助成する制度を設けている。また、新規に遊休施設等を活用した移住促進受け入れ環境拡大事業を設け、市町村等が空き家や廃校などを活用して仕事や住まい、交流の場などを整備する場合に支援している。

情報発信については、移住者による情報発信事業として、魅力ある移住者の声をホームページやSNS、情報誌などで戦略的に発信するほか、移住体験イベントや交流会などを開催する。また福島のよさを再認識する場として新たに30歳の同窓会を開催し、UIターンの促進を図っていきたい。もう一つは、福島ヒトコト出会い創出事業があり、農業や伝統産業など移住希望者のニーズを踏まえたテーマ別セミナーや全県規模の移住相談会を開催し、福島の魅力を知る機会の創出に努めていきたい。また、今年度も実施している福島UIターン実態調査事業により福島に移住してきた人の属性などを把握、現状分析し、今後の移住施策に反映していく。

1番のふくしま交流拡大プロジェクトは、今年度12月23日に東京国際フォーラムで開催したふくしま大交流フェスタの開催経費になるものである。

これらにより、市町村や受け入れ団体と協力しながら県として定住・二地域居住の推進に取り組んでいきたい。

#### 渡辺優生委員

細かい説明に感謝する。定住・二地域居住については非常に一所懸命取り組んでいるのはわかっている。ただ、昨年の委員会での質疑を読むと、平成27年で7世帯との答弁で、18~27年までの10年間で84世帯、年間8世帯のレベルである。2番の事業で2億円を投じているという、費用対効果の面でどうなのかと非常に疑問を持つ中身でもある。苦勞しているのはよくわかるが、効果があらわれていないことを踏まえてもっと工夫する必要があるのではないかと。

また、二地域居住の前に、いきなり一緒になるのではなくまず見合いをして互いに知り合ってから一緒になるイメージで、関係人口拡大の視点が非常に大事だと思う。ぜひ30年度の事業でそういったことも意識してほしいが、どうか。

#### 地域振興課長

観光、交流から定住・二地域居住の中間の関係人口については重要な取り組みと考えているため、先ほどの事業で関係人口の拡大にも取り組んでいきたい。

委員指摘の7世帯や84世帯については、定住・二地域居住ではなく二地域居住の質問として答えたものであり、定住・二地域居住だと平成27年度までで511世帯となっている。これも全てを把握しているわけではなく、県として5年以上の

定住を移住と定義しており、例えば福島市、郡山市、いわき市といった大きなところは把握できない。目安として世帯数は公表しているが、県全体の移住している世帯の全てではない。18～27年度が511世帯、昨年度は117世帯と震災後初めて震災前を上回ったため、本県への移住傾向が出てきているとして公表した。

#### 渡辺優生委員

ふるさと回帰支援センターで調査した結果だと、福島への移住希望がようやく10位以内に復活してきたとのデータも出ているため、ぜひ頑張ってもらいたい。

#### 宮本しづえ委員

企画9ページ、水素エネルギー普及拡大事業が1億3,600万円とあるが、この事業の新年度の中身を聞く。

#### エネルギー課長

大きく4つの事業を考えており、1つ目が今年度も実施している商用の水素ステーションの導入支援、2つ目が燃料電池自動車の購入支援、3つ目が産業用の集中型水素利用設備の導入について県内での可能性を調査するもの、4つ目が、今年度予算のない中で2月に浪江町で実施した普及啓発について、今後力を入れるべくシンポジウム、イベント等の経費を計上している。

#### 宮本しづえ委員

水素ステーションは具体的にはどこに設置することになるか。自動車の購入は何台を予定しているか。また、3番目の産業用とはどういったものかよくわからないため、聞く。

#### エネルギー課長

1つ目の水素ステーションについては、今年度、福島市のガス会社で移動式を整備しているが、県としては移動式ではなくてガソリンスタンドのような定置式で整備したいと考えており、具体的な場所についてはこれからである。

2つ目の燃料電池自動車については、来年度は20台分を予算化している。

3つ目については、実際に水素利用という意味で考えると燃料電池自動車で、東京都ではバスが走っている。それ以外に市販されている機器だとフォークリフトがあり、他県では市場で荷物を運ぶために導入されている事例等があるため、当面そういったところをターゲットに考えていきたい。

#### 宮本しづえ委員

企画14ページで災害見舞金の交付は弔慰金も含むとのことだが、何件ぐらい見込んでいるのか。亡くなって災害関連死と認定された場合に弔慰金となるため、見込むのは非常にづらいが、今回の発表でも浪江町でぐっとふえたように、依然として災害関連死がふえ続けている。非常に深刻な事態であるが、新年度について県はどのような見通しを持っているか。

また、災害関連死の認定については、一番身近な市町村の判断で基準を設定しているとして、県は具体的な認定について直接関与していない。避難区域で震災後に亡くなった人数のうち、震災関連死と認定された人の割合を市町村ごとに調べたことがある。すると、一番高かったのは富岡町で4割近く、一番低いのは飯舘村で8%ほどだった。その後は調べていないためどうなっているかわからないが、これだけの開きがある。制度は同じでも認定の度合いがこのように違うことについて、市町村任せで本当によいのかとの疑問を持っている。多分今も状況は変わっておらず、どこかで一定の調整機能がないと公平性は保てない。来年度予算の執行に当たっても、重要な課題と考えているため、県の考え方を聞く。

生活拠点課長

まず1つ目の来年度の災害弔慰金の見込みだが、市町村に照会し、浜通りを中心に111名の支給を見込んでいる。

もう一つの審査の関連だが、災害弔慰金の認定と支給決定については、災害弔慰金等の支給に関する法律と各市町村の条例に基づいて市町村が行うべきとされており、認定については各市町村の地域事情や裁量によって判断すべきものと考えている。県としては認定事務に係る助言や災害関連死に関する情報提供などの支援のため、定期的に市町村担当者の会議を開いて情報交換している。

宮本しづえ委員

そのような考え方で進めてきたものの、結果として開きが出ていることについてどのように認識し、県として考える必要があると思うかである。この点についてはどうか。

生活拠点課長

各市町村の地域事情や裁量によって判断すべきものだと思う。県としてはだんだん認定の判断が難しい状況となっているため、認定事例をリスト化したものを市町村に提供して情報共有を図っている。

## ( 3月14日(水) 企画調整部)

エネルギー課長

昨日の委員会で宮本委員から再生可能エネルギーについて質問があった際に、本県の再生可能エネルギー導入目標値は2020年度までに30%と述べたが、正しくは40%であった。発言を訂正する。

宮本しづえ委員

本県の復興を考える上で、避難地域の復興や避難者をどう支援していくかが最重要課題と考えている。国は今後の避難区域、避難者の生活再建への支援について、来年度の施策を考える上で9省庁で検討会を立ち上げ、2月7日に1回目の事務局会議が開かれた。多分、県からもオブザーバーで避難地域復興局長が参加しているが、国はどういったことを検討して今後どういった調査が行われていくのか、わかる範囲で聞く。

避難者支援課長

2月7日の国の会議については、避難者の生活再建に向けた課題を整理、検討していくために、まず省庁会議で今後の取り組みについてどうしていくべきかの話し合いがなされ、それに基づいて2月27日に現地会議として県や市町村から課題を抽出する取り組みがあった。

宮本しづえ委員

今後の施策を考える上で、国で避難者の実態をきちんとつかむ必要性が認識され、避難者の実態調査に入ると思われるが、これはどういった人を対象にして、いつどのようになされるか承知しているか。

避難者支援課長

今後の対応について、2月27日の会議では県や市町村で今抱えている課題を述べたが、そういった課題を来年度に向けて整理していくことになっている。具体的な作業はこれからと聞いている。

#### 宮本しづえ委員

実態調査をする際に、今、自主避難者は住宅を再建したとして災害救助法の適用から除外されており、県としては避難者数に入れていないが、市町村はそうではない。実際に避難している方の実態を正確につかむため、自主避難者も含めた調査を行う必要がある。2月7日に9省庁の事務局会議が開かれた翌日の新聞報道では、これからの検討方向として安定した住まい確保、就労の問題、健康的な暮らしの3項目で課題とニーズを洗い出すことになっており、その際に自主避難者を含む県外避難者の支援策も再検討すると書かれている。自主避難者も含めて今後こういった支援をすべきかを国としても課題として認識していると思う。実態調査には自主避難者も含まれると理解するが、県はどのような認識を持っているか。

#### 避難者支援課長

2月27日の現地会議は避難者の生活再建についての話し合いになったが、確かに避難者支援というと区域内外で分けられるものではなく、例えば住まいや就労、健康問題に関して区域内外で切り分けるのはなかなか難しいため、自主避難者も含めた支援策になると認識している。今後、国で施策を再点検する中で、また何かあれば意見していきたい。

#### 宮本しづえ委員

国も自主避難者を含めてきちんと調査すべきとの認識を持っているのであれば、県として積極的に調査に協力する、調査をお願いする立場で実態を正確につかむことがまず前提になるべきである。求めがあれば、必要があればではなくて、必要との認識に立って対応すべきと思うが、その点はどうか。

#### 避難者支援課長

避難者の把握については、避難者の定義自体、東日本大震災に伴って移転し、いずれ戻る意思がある方としているため、避難者か否かを外形的、客観的につかむことはかなり難しいと認識している。一方で我々としては、仮設住宅に入っている方、公営住宅に入っている方、それぞれの分野で数は把握しており、支援は継続的に行っている。避難者数に関しては、今年度前半に支援対象者として幅広く対象とし、その支援を継続していく考えであり、そういった中で支援、把握をしていきたい。

#### 宮本しづえ委員

今の答弁だと自主避難者も含めた全体像で実態を正確に把握する点が弱い。本会議でも求めたが、今までの支援策を通して実態を把握していくとの話である。

きのうも聞いたが、復興支援員が訪問している件数は9都県で3,000件とのことで、県外に避難している人は、県が言っている避難者数だけでも半分ぐらいが県外にいるため、2万数千人になる。その中に自主避難者が含まれていないため、実はたくさんの方が県外に避難している。そこはまず全部きちんと実態調査をかけて、実態を正確につかんだ上で、自主避難者も含めて今後の支援策を検討することがあるべき姿ではないか。国はなかなか心配であり、県がまずその立場にしっかり立つことが必要と思うが、今の課長の答弁では非常に心配である。本当に全体の実態調査が必要との認識はあるのか。その点はどうか。

#### 避難者支援課長

全国の避難者に自主避難者が入っていないとの話があったが、県内の統計は震災以来、応急仮設住宅の入居者で進めてきており、結果的に今年度の4月以降、県内の自主避難者は統計に含まれない形になっている。しかし、県外は復興庁の調査で自主避難者も含めた形でカウントされており、入っていると認識しているため、そのように認識願う。

今後の全体把握だが、自主避難者に関して何もしていないわけではなく、仮設住宅供与終了前には意向調査を行い、戸別訪問も昨年度実施して、要支援と判断された方は避難先での福祉部門につないで対応してもらうなど、実態的な部分は調査している。それに含めて、繰り返しになるが全国に相談拠点、戸別訪問の体制も整えており、課題を把握して課題解決にしっかり取り組んでいく。

宮本しづえ委員

復興庁は自主避難者も含めて避難者としてカウントしているとのことだが、県の4万9,000人台になった避難者数には入っていない。復興庁は避難者数を何人と発表しているか。

避難者支援課長

復興庁は県外のデータを使っており、今回、県外は3万4,000人で、災害対策本部で県内と合わせて5万人と発表しているが、その中に自主避難者は入っているとの考えである。

宮本しづえ委員

去年の5月に避難者数を発表した際、一気に1万人減ったが、減った理由は何かと聞いたときに県は自主避難者が除かれたためと答えていた。今の復興庁がつかんでいる分については入っているというのは認識として違うのではないか。ずっとそうではないと認識してきたが、実態はどうか。

避難者支援課長

先ほども述べたように県内の自主避難者に関しては県は震災以来、応急仮設住宅の入居者数で把握していたため、4月以降、避難者数に含まれないことになった。説明をしていなかったが、全国の集計に関しては、復興庁が各都道府県に照会し、全国避難者情報システム、仮設の入居者数などを勘案してカウントしているため、自主避難者を外した形ではなく、含まれているとの認識である。

宮本しづえ委員

県外の3万4,000人は、避難区域内と避難区域外に分けるとどのようになるか。

避難者支援課長

今回、県外のデータは復興庁の集計に基づいているが、基本的に復興庁のデータは区域内と区域外を分けていない。各都道府県からのデータを全国集計しており、本県分をもらって毎月災害対策本部に報告し、現在県外に避難している方は3万4,000人と出している。推計でもよければできないわけではないが、復興庁の基礎データはそういった分け方ではない。

宮本しづえ委員

避難者の数を正確に把握しているかは基本的な問題である。去年の段階で、1週間前の数字と1万人も違っているのはおかしいと思い、聞いたときに自主避難者を避難者数から除いたとの説明があった。ではそのとき除かれた1万人はどういった方たちだったか。

避難者支援課長

5月に減少したことについて、全国的に例えば本県に戻ったり移動したりしたのが積み重なった数字だと思うが、主な

原因としては、県内の自主避難者を除外したことである。

宮本しづえ委員

県外の自主避難者は今も避難者数に入っているとの認識だと思う。おおむねどれぐらいつかんでいないとおかしい。3万4,000人の中で避難区域外の自主避難者は何人ぐらいと考えているか。

避難地域復興局長

避難者が大きく減ったのは、自主避難者に対する住宅の供与が終わって把握できなくなったためであるが、一方で総務省の避難者情報システムや全国の都道府県、市町村で独自に把握している避難者もいるため、各データが積み上がって統計の中に入ってきている。下がった分と継続して残った分がずっと続いてきており、県外の3万4,000人については区域内と区域外が半々くらいと推計している。

宮本しづえ委員

避難区域外の自主避難者が1万数千人もいる認識とのことである。直接的な家賃支援を受けている人は今2,000世帯しかないため、それ以外の方がどういった状態で避難生活を継続しているのかは非常に重要な問題だと思う。その実態を正確につかみ、今後国に向けてもしっかり支援策を求めていくのが、県としての立場だし、そうでなければならない。まず、自主避難者も含めて県外の3万4,000人全てを調査対象に入れた実態調査をするよう国に求めてほしいが、局長どうか。

避難地域復興局長

現在把握している約5万人については国でアンケート調査を行うと言っているため、国と協議しながらしっかり進めていきたい。

宮本しづえ委員

全てを対象にした調査を求めていくとのこと、ぜひそのようにしてほしい。  
27日に開かれた現地会議は一般の県民に公開されるものか。

避難者支援課長

冒頭のみ公開となっている。

宮本しづえ委員

会議の全体像は非公開であり、会議録も開示されないとされているが、そうか。

避難者支援課長

会議終了後に記者会見等を開き、会議の内容は報道関係者に知らせたが、今後どのような形で記録が出るのか確認していきたい。

宮本しづえ委員

来年以降の避難地域の被災者をどう支援していくか、国の枠組みを決める上で地元の声を聞くために開催される現地会議である。県民に公開されない、議事録も公開されないとすれば、一体誰のための会議かとなるため、ぜひ公開すべきである。非公開にしなければいけない理由は納得できない。少なくとも県で開く現地会議は県民に開かれたものでなければ

ならないため、公開でやるべきだと国に求めてほしい。

また、現地会議は避難区域の自治体の担当者と県が出るが、県民はどのように参加することができるか。

#### 避難者支援課長

この会議は国、県、市町村で被災地の課題を抽出する会議だったため、そういった形で議論してきたが、今後の方針は確認していないため、確認していきたい。

#### 宮本しづえ委員

これからどのような議論になるのかはまだこれからの部分もあると思う。当事者の生の声をしっかり会議に反映させていくことが必要ではないか。

これまで県がこのような会議を開くときに参加するのは大体行政当局であるが、住民と行政の意見が一致しないことがたびたびあった。その象徴が避難解除の受け入れだった。解除に当たって住民説明会が何回も開かれ、そのたびに住民からはまだ時期尚早ではないかとの意見がたくさん出たのに、結果としては国の方針どおりに避難解除は受け入れられてしまった。去年の3月31日、富岡町が解除された結果、戻った人は15.3%しかいない。住民、避難者と自治体との思惑が必ずしも一致しないからである。今後の被災者支援のあり方について、公募でも何でも、こういった会議に直接当事者の声を反映させる仕組みを考えるべきと思うが、局長の考えを聞く。

#### 避難地域復興局長

避難指示の解除に当たって住民と行政の乖離があったとの話があり、なかなか帰還が進んでいない状況もあるが、もっと避難指示を長く続けていけばよい状況になるのかというところでもないと思う。避難指示解除までに時間がかかったことにより、逆に避難先での生活などが定着するなど、それぞれの方に事情があつてなかなか戻ってこれられない状況になっているのではないか。その点については、なるべく多くの方が戻りたいと思える環境整備に力を尽くしていきたい。

また、会議については、今は本当に節目の時期であり、国が被災者支援のために行っていることがどこかうまくいっていなかったり、足りない部分があるのではないかと、まず国の省庁会議が立ち上がった。住民の生の声も考えとしてはあると思うが、会議については基本的に被災者と接している12市町村の方々、社会福祉協議会等、相談を受けている避難者の状況を一番近くでわかっている方々の声を聞いて点検していく趣旨であるため、被災者の生の声は、例えば避難所の交流会などほかの場で把握しながら対応していきたい。

#### 宮本しづえ委員

避難解除をおくらせれば状況がよくなったのかとのことだが、私が述べているのはそのような問題ではない。なぜ避難解除の時期がそれだけ大きな問題になるかといえば賠償と一体だからであり、避難解除されたら1年後、今月で帰還困難区域を除いた生活費増加分を含めた精神的な賠償が終わる。その結果、福島大学の未来支援センターの実態調査によれば、双葉郡7町村の住民の7割が経済的な不安を訴えているとのことである。賠償金が今月で終わってしまうことに対する不安が非常に大きいと思う。それと切り離して、「戻りたい人は戻ってください。そのための条件を整備しましょう。」とのことであればよかったと思うが、さまざまな支援の打ち切りと解除がセットで進められたため、問題が今起きている。住民の声をしっかり反映させる仕組みが必要だと言っているのはそのためである。そこをしっかりとった上で今後の被災者支援のあり方を考え、国にも求めてほしい。

この被災者支援との関係できのう家賃賠償の話聞いた。57億円は向こう1年間の家賃賠償に相当する金額とのことだった。来年3月以降も延長する地域が出てくるが、その先について国とどのような協議をしているか。



#### 生活拠点課長

避難市町村生活再建支援事業については、きのう述べたが、応急仮設住宅の供与期間が来年3月末まで延長されたことを踏まえて実施する。それを踏まえて、事業期間は現時点では平成30年度の事業としている。

本事業は家賃賠償の延長との趣旨ではなく、対象者の生活再建を後押ししていくことが重要と考えている。そのため、家賃等支援事業という支援とともに、対象世帯の生活再建に関する意向を確認して必要な支援に結びつけることを目的とする避難者意向確認事業の2つで構成されている。意向確認事業については、家賃支援事業の対象者に連絡をとって、今後の住まいに関する意向や課題等について聞き取り、必要に応じて戸別訪問を実施する。

31年度以降は、今後の応急仮設の供与期間の延長について検討していくとともに、家賃賠償世帯についても確認作業を進めながら、どういった支援が必要か、国、関係機関と検討していきたい。

#### 宮本しづえ委員

意向確認事業に57億円のうちどれくらい使うのか聞くが、大部分は賠償である。

なぜ意見を述べるかという、まだ避難が継続しているが家賃賠償だけ終わってしまうときに、賠償であれば避難者と東京電力との関係で、賠償を打ち切るのも東京電力となる。しかし県が東京電力から寄附金を受けて支援策を行うことになれば、これを切るのは県になり、県が被災者の支援策を打ち切る当事者になってしまう。こういったことで大丈夫か。賠償はあくまでも賠償であるため、きちんと東京電力に求めていくのが筋であり、課長が述べた意向確認事業は何も被災者の支援事業で取り組めばよい。それを賠償と一体にすることで、結果的に東京電力の責任を免罪する形になるのは県として適切でないと思う。その点についてはどういった認識か。

#### 原子力損害対策担当理事

家賃賠償については、もともと今年度末に終了となっていたが、この間応急仮設住宅の供与期間の延長があり、地元の自治体からも住居の形態によって差が生じることは望ましくないとの要望があった。県としても国、東京電力に対して住居の形態によって差が生じないよう、地域の実情に応じた対応をしてほしいと繰り返し要望してきた。地域の実情に応じた対応とは賠償によるものも施策によるものもあるが、どういった対応ができるのか、その両方を含めて考えてほしいとこれまで要望した結果として、今回東京電力から提案があったものである。

#### 宮本しづえ委員

そういった提案があったことについて、担当理事はよしとしたのか。避難区域外の精神的賠償の話の際、県南と会津は対象にならず、東京電力が200億円の寄附をして、県が独自に県民に支払った経過がある。東京電力は県南と会津の方々には迷惑をかけていないとの立場は変わっていない。賠償で求めなければ、東京電力の責任は免罪されることになるため、家賃賠償も同じことになる。たった7年で東京電力の責任がどんどん縮小されていくことに県が手を貸してよいのかと述べている。もっと加害者の責任を求めていく立場でないともまずいのではないか。

#### 原子力損害対策担当理事

家賃賠償の継続については、先ほども述べたが、地元の自治体からもいろいろ話を聞いており、地域の実情に合った対応をしてほしいと繰り返し国、東京電力に求めてきた。賠償も含めてどのような対応ができるかについて、住居の形態によって差が生じることは困るというのが地域の声だと繰り返し伝えてきた。そういった中で、最終的に国、東京電力が判断したと受けとめており、我々としては言うべきことはしっかり言ってきたと思う。

#### 渡部優生委員

昨年の12月定例会で、地方創生の推進交付金の市町村への交付状況、県に対する採択事業の資料一覧をもらい、それを見るとハード事業が平成28、29年度で30市町村、ソフト事業は28年度で24市町村、29年度が34市町村とのことである。

この事業は国がまち・ひと・しごと創生として地方創生を進めるために、県と市町村が独自に人口ビジョンと地方版総合戦略をつくり、担当大臣まで置いて国の肝いりで進めてきた事業であることからすると、59市町村全部が計画をつくったにもかかわらず、採択になって事業化されている市町村が半分程度しかないことに非常に問題があると思う。しっかりと各市町村の計画が採択になって進まない、そもそも県がつくった人口ビジョンで2040年に約147万人まで人口が減るものを160万人ほどに抑える計画を組んでいるが、それ自体が実現できなくなるのではないか。市町村の計画づくりに取り組んでいくとの説明があったが、まだまだ足りないと思う。その辺について30年度はどのような見込みになっているのか。

#### 復興総合計画課長

委員指摘のとおり、全ての市町村が地方創生の交付金を使っている現状にはないため、まず、計画書を作成し、国に申請するに当たって、直接市町村を訪問して申請書、計画書の作成支援を行っている。また、計画変更のために内閣府に出向く際も、市町村と一緒に県の担当が同行して丁寧に説明する。さらに全ての方部で方部ごとの意見交換会を行っており、市町村の意見を聞くとともに、その後相談会を実施している。平成30年度については、各市町村で検討中とのことであり、市町村が広く交付金を使えるように支援していきたい。

#### 渡部優生委員

各市町村に対して寄り添った支援をしているとのことである。

前から述べているが、国は市町村連携型で、一つの市町村では材料、資源が限られているため、広域的なエリアであれば豊かな発想で地方創生に効果的な事業ができ、そういったものを優先的に採択していく方針のようである。そのため、広域自治体たる県が市町村の仲人役的な役割をしっかりと果たしながら計画をつくってはどうか。進め方としてそういった役割を担ってほしいが、その辺はどうか。

#### 復興総合計画課長

まさにそのとおりであり、国からも広域的に連携すれば採択されやすいとの話を聞いているため、市町村ごとや県と市町村の連携がとれるようきちんと相談に対応しながら取り組んでいきたい。

#### 渡部優生委員

よろしく願う。

もう一歩進んで、県からこの町にはこういった資源があると提案してもよい。例えば、林業を生かしたまちづくりの場合、こちらには林業地帯があって非常に材木が多く、こちらには発電所がある。そこが連携すれば素晴らしい事業ができるといった具体的なこともできる。また、県は7つの生活圏でエリアを分けており、各生活圏の市町村が広域的に連携することによって、観光事業や農業など、いろいろな面でアイデアが膨らみ効果的にできる。各市町村との連携を組む際に、県が長期計画で行いたい事業もあるため、提案する方法も積極的に行ってよいと思う。それによって計画の採択が進んで、エリア全体が一緒に手を組んで地域としての一体感も出てくれば、さらにより効果が出てくる。その辺についてぜひ進めてほしいが、どうか。

#### 復興総合計画課長

先ほど述べた方部別の意見交換会には、地方振興局の地方創生担当も出席している。市町村からの意見、相談を受ける

中で、我々も振興局の職員も待ちの姿勢ではなく提案型で今後進めていきたい。

#### 渡部優生委員

平成30年度は全ての市町村が採択にかかわって予算を得て、事業ができるように願う。

#### 鳥居作弥委員

渡部委員からも質問があったが、企画調整部が肝いりで進めている定住・二地域居住について、平成30年度は相談体制を拡充したり、戦略的な情報発信、新たな言葉としてテレワークオフィス、また、移住コーディネーターの活用と、新たな視点で多角的に移住、定住に努めている。今までの答弁を見ると、福島だから実現できる暮らしという文言をいろいろなところで聞くが、これが施策を進める前段だと思う。改めて福島だからできる暮らしとはどういったものかを聞く。

#### 地域振興課長

福島だからこそ実現できる暮らしについては、いろいろあると思うが、都道府県として広大な面積があること、豊かな自然環境、首都圏との近接性、温かい人間性などにより、福島らしい暮らしをうたい文句としている。

#### 鳥居作弥委員

答弁したことは福島として非常にセールスポイントであるが、近県と比べてこれが果たしてメリットになるか、優位性があるか疑問である。改めて福島だからとの部分で再度聞く。

#### 地域振興課長

加えて、逆にマイナスイメージかもしれないが、大震災と原発事故により復興に向かう立場であるため、チャレンジできる場所であることも含めて、福島だからこそその文言を使っている。

#### 鳥居作弥委員

例えば相談体制を拡充して相談する方が福島だからできる暮らしについて聞いたときに、今のような話だと優位性においてなかなか厳しい。これから多分、二地域居住や移住、定住は、福島県と首都圏だけの関係ではなく、首都圏を含む近県との競争になる。改めて福島県の魅力を考え、相談してきた方に対して場合によってはデメリットも説明しなければならないと思うが、相談体制の拡充をうたっているのであれば、福島県の優位性も含めて検討してほしい。

また、平成30年度にいろいろな施策を講じるが、29年度の実績を踏まえて、相談体制などで具体的に数値的な目標は掲げているか。

#### 地域振興課長

平成27年度までは、県で市町村や受け入れ団体に調査した際に79世帯が最高だったため100世帯を目標にしていたが、28年度は117世帯でそれを超えてしまった。そのため、正直具体的な数字を考えていなかったが、現時点ではそれ以上を目指すことを考えている。

#### 鳥居作弥委員

予算を計上するときには、把握しにくい部分はあると思うが、ある程度前段の根拠となる数値も本来、把握すべきである。平成27年度の目標をオーバーしたとのことなので、大きさに掲げなくてもよいだろうが、ある程度しっかりとした目標を定めてそれを超える意気込みで施策に取り組んでほしい。

宮本しづえ委員

檜葉町では今月で災害救助法に基づく住宅の提供が終わる。ずっと戸別訪問をしてきたため、まず、現在の最終的な状況に係る訪問結果について資料を出してほしい。また、新年度では、来年3月で住宅提供が終わる地域について戸別訪問をすることになるが、町ごとの訪問戸数について一覧を資料として提出願う。

生活拠点課長

檜葉町の方々に対する戸別訪問について、2月末現在の状況を取りまとめたため、これについて提出したい。また、来年度仮設住宅の供与が終わる市町村があり、昨日意向調査をして、半分近くの方は平成31年4月以降の住まいが決まっているが、戸別訪問の対象で未回答だったところ、まだ行き先が決まっていない方もおり、これについても資料があるため、あわせて後で提出したい。

鈴木智委員長

お諮りする。ただいまの資料の提出を求めることで異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

鈴木智委員長

それではよろしく願う。

宮本しづえ委員

資料は後で来るとのことだが、檜葉町については2月末の段階でまだ決められない方は何世帯になるか。前にもらった調査ではたしか77世帯あったと思うが、現時点でどれぐらいか。

生活拠点課長

2月末時点で見通しが立った方は1,462世帯、全体の95.2%、希望はあるが未定の方が52世帯、全体の3.4%、どうしてよいかわからない、意向が確認できない方が22世帯、1.4%となっている。

宮本しづえ委員

檜葉町の資料はまだ出ないか。できているのであれば、資料を見ながら聞きたいが、委員長どうか。

生活拠点課長

作成しているため、後で提出する。

鈴木智委員長

間に合わないとのことであるため、質問を続行願う。

宮本しづえ委員

74世帯が未定あるいはどうしてよいかわからない状況とのことであり、この数は檜葉町では結構多いと感じる。昨年3月末の避難指示区域外からの避難者から見ると、檜葉町の率は決して低くない。

我々も檜葉町から避難している方々の声を聞いているが、仮設の避難者の中で3月末までに何があっても出てもらうという、かなり厳しい追い立てがあると受けとめられているようである。県は個別に丁寧に聞きながら対応しているとのことだが、受けとめはそうではない。県外に避難している方々にもそういった声があって、東京新聞が2月27日の1面で「仮設打ち切り 怒りの春「何もできねえうちから戻って。早いでねえか。」」との見出しで檜葉町の仮設の問題を紹介している。あと2週間で終わりにされ、これだけの人が決められない状況であるのにぎりぎりでも追い出すことはするべきではなく、丁寧な対応を求めたいが、課長はどのような見通しか。

#### 生活拠点課長

74世帯とのことだが、希望はあるものの未定の方が52世帯、これはどちらかという方向性は見えているもののまだ具体的に決まっていな方である。また、どうしてよいかわからない、意向が確認できない世帯が22世帯で、避難指示区域外からの避難者の昨年度同時期の状況と比べると少ないと認識している。

ただ、委員指摘のとおり、まだ決まっていな方については、あと半月程度であり、引き続き丁寧に避難者が抱える課題についてどう解決していけばよいか聞きながら対応していきたい。また国、市町村で設けている生活再建調整会議でも課題解決に向けて検討したい。

#### 宮本しづえ委員

くれぐれも追い出しにならないように丁寧な対応を求めたい。

帰還困難区域については町の計画がつくられて復興再生拠点整備が進んでいる。飯館村は計画ができて、これから認定の段階だが、各拠点区域の中に住居がある人について町ごとの人口はわかるか。

#### 避難地域復興課長

拠点区域に計画上これから居住する人口でよいか。

#### 宮本しづえ委員

そうではなく、そこに住民票がある方の人数である。

#### 避難地域復興課長

申しわけない。手元の資料で帰還困難区域全体の居住数については把握しているが、特定復興再生拠点区域のエリアになる場所の人口は把握していない。

#### 宮本しづえ委員

帰還困難区域全体で住民登録者数は2月末の段階で2万3,000人である。これから拠点を整備してそこだけは5年後に解除を目指すこととなるため、2万3,000人の中で解除が見通せる人口を聞きたかった。県はつかんでいないか。

#### 避難地域復興課長

計画策定時に想定した居住人口を出しており、それに基づいて拠点区域に必要な面積等を算出して整備することとしているため、各市町村についてこの想定人口を述べる。まず、双葉町は居住人口が2,000人、うち帰還者数は1,400人を見込んでいる。大熊町は居住人口が2,600人、うち帰還者数は1,500人、浪江町は居住人口が1,500人、うち帰還者数が1,300人となっている。富岡町は居住人口が1,600人、うち帰還者数が1,300人、飯館村は居住人口が180人、うち帰還者数が178人との見込みである。

#### 宮本しづえ委員

そこに戻る人と住民票がある人とは必ずしも一致しないため、実際にはこの拠点が整備されたことによって避難が解除される人数は今の数とは一致しないと認識している。2万3,000人の中で実際に避難解除になる人数はしっかりつかんだ上で、解除されない方が圧倒的にいることを前提に帰還困難区域の住民に対する支援を考えていく必要があるため、これから把握してほしい。

帰還困難区域の復興再生拠点区域を整備するに当たって、飯舘村の様子がテレビに出ていた。飯舘村は、除染で出た汚染土壌を再利用する実証事業を受け入れたことで、当初認められた計画面積よりも面積がぐんと広がったと報道されており、住民はなぜ自分たちが実証事業を受け入れなければならないのかとの思いを持ちながらも、戻りたい気持ちがあったため苦渋の選択でこの計画を受け入れたと答えていた。

ほかの地域では実証事業の話がないが、資料を見ると長泥で今も地上高1mで約2.4 $\mu$ Sv/hあると言う。そういった場所でも実証事業をして、客土、覆土して農地を再生することが本当に可能なのか。計画そのものが実は実証事業のための拠点計画になってしまっているのではないかと懸念を持ったが、県はどのような認識か。

#### 避難地域復興課長

特定復興再生拠点区域は、5年後を目途に除染等を行って居住を可能にする地域との定義にしたがって整備を進めることになるが、戻って住む方や営農再開する方などいろいろな方がおり、その意向を確認した上で、さらに5年間で計画どおり営農再開できるかもしっかりと検証した上で進めていくこととしている。そういった報道があったことは承知していなかったが、村の合意として計画ができて、県も協議を受け異議ない旨を回答し、国に上げて認定を受けたものとする。

#### 宮本しづえ委員

国が実証事業を受け入れてもらえそうなところを選んだのではないか。二本松市の原セ地区でも実証事業で今大変な反対の声が上がっており、飯舘村の実証事業については拠点区域にする条件の中で決められていった経過もあると思われる。それが本当に飯舘村の帰還困難区域の地域再生につながっていくかを考えると非常に疑問である。ほかの地域の復興拠点計画と比べても飯舘村の計画は異常である。無理な計画にならないように引き続きしっかりと国とも協議しながら、拠点整備の計画見直しも含めて進めてほしいし、きちんと村と協議してほしい。よろしく願う。

浪江町の避難者支援のあり方について、この間、町は一番避難者に寄り添った支援を町を挙げて行ってきたが、仮設住宅の集約をかなり強引な形で行っている。これほど強引に期間を定めてばたばたと行っているのはなぜか理解できないが、何か町で特別な事情が起きているのか。

#### 生活拠点課長

浪江町では借りている土地について地権者から返還を求められている。ただ、町でも、強引ではなくきちんと入居者と話し合いを進めていると聞いている。

#### 宮本しづえ委員

強引でないと言うが、浪江町についても東京新聞が紹介している。この中では、「5月には家をつくって転居するからそれまで待ってくれと言っているのに、3月末で出してくれとかなり強引に言われた。いろいろやりとりして何とか待ってもらうことにした。」といった事例があるとのことである。ほかの町はかなり仮設が少なくなってきたため、集約を進めたい思いはわかるが、そこに人が住んでいるため、くれぐれも強引な集約にならないよう、町と協議しながら市町村支援に当たってほしい。

佐藤雅裕副委員長

エネルギーの話で、冒頭で2020年の目標は40%だったとのことだが、2020年という、今2018年度の予算であるため、この40%に対してどの程度見えてきているか。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの導入目標については、昨日答弁したとおり2016年度末では28.2%で、きょう訂正した40%にはまだ少し開きがある。ただ、現在これまでどおり太陽光を初めとした導入を進めており、ほかに陸上風力で計画中のものがあるため、こちらを共用送電線の整備とともに進めていくことで目標に近づけていきたい。

佐藤雅裕副委員長

見えてきている事業も多々ある中で、目標に向けて再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランの見直しの話も出ていると思うが、どういった観点で見直しをしていくのか。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの先駆けの地アクションプランは現在第2期、2016～2018年度の3カ年の計画で取り組んでいる。来年度が3年目になるため、再来年度からの新たな計画について、どんどん進めていかなければいけないとの趣旨でどのように改善していくか、具体的にはこれからの検討になる。基本的にはこれまで取り組んできたものをさらに進めることに加えて、今回のアクションプランでは水素という新しい分野に取り組んだが、どういったところで広げていけるかは、現時点では持ち合わせていない。

佐藤雅裕副委員長

見直しの方向性の中で、現状と今置いている目標とのギャップをしっかりと分析し、何で埋めるという具体的な目標にしないと、個人的な印象ではあるが、相当ハードルは高いと思う。その中で、生活環境部にもかかわってくるが、エネルギーの効率利用との項目もあり、計画する上でここが非常に大切になってくる。今、一生懸命再生可能エネルギーの導入についてさまざまな事業に予算をつけて推進しているが、生活環境部の審査でもLED化やZEB、ZEHの話が出ており、積極的にエネルギー効率を上げていく視点を入れていくべきと思うが、その辺に関して考えがあれば聞く。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、再エネを生み出すことはもちろん、一方で県内の需要を減らす省エネの取り組みも重要と認識している。先ほど話があった取り組みと、現在、市町村でも計画づくりが進んでいるが、スマートコミュニティーといったエネルギーを効率的に使っていく仕組みの導入も全県的に広めていかなければいけない。今取り組んでいるのは5つの町村だが、いずれも復興の段階でまちづくりとともに計画をしており、一からつくっていただける状態のところが多く比較的取り組みやすいが、今後は例えば都市部、福島市や郡山市などで既存の建物も含めてどういった効率的な利用ができるかについても、新年度予算での調査を考えており、そういったところにも力を注いでいきたい。

佐藤雅裕副委員長

ぜひ積極的に進めてほしい。

もう一つの視点で、再エネの性格上仕方がないが、再エネを大分導入しても、必要ときに必要なエネルギーが発電できるわけではないためどうしても余剰が出てしまう。余剰を売電することも一つだが、売電するだけでなくそれを今検

討した水素の形でためて使う、直接化石由来のものを買ってくる電力を減らすといった考え方も出てきていると思う。そういう意味で、水素のみならず、蓄電しながら電力を賢く使っていく視点もこれから非常に重要になってくると思う。水素は予算審議でこれから取り組むと説明があったが、広く蓄電池と捉えたときに、県で取り組んでいく方向性が現時点であれば聞く。

エネルギー課長

水素の取り組みについては、系統接続がなかなか難しい状況が県内でも散見されており、そういったところで再生可能エネルギーを導入したときに、余剰に限らず一時的に水素の形で蓄える機能は持っていると思う。蓄電池については、従来からある、割と一般化された技術と認識しており、今後も普及に拍車がかかることに加えて、県としては水素を使ったエネルギーの貯蔵や、場所や時期を変えて使うことにも取り組めるのではないかと考えているため、先ほど述べたとおり、今後のアクションプラン等でも今の意見を参考に検討していきたい。

佐藤雅裕副委員長

水素もぜひ目に見える形で利活用してほしい。また、本県の地形的な特徴もあるが、小水力を含めた水力の活用についての新しい技術も大きな肝になってくると思う。その辺をしっかりと次期アクションプランで検討願う。